

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第150期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	みずほ信託銀行株式会社
【英訳名】	Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 梅 田 圭
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部長 青 山 究
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部長 青 山 究
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自 2015年 4月1日 至 2016年 3月31日)	(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	234,823	237,362	249,051	250,276	251,942
うち連結信託報酬	百万円	53,324	50,074	54,818	54,996	59,131
連結経常利益	百万円	64,208	65,386	65,366	63,514	59,280
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	40,890	45,353	47,340	47,532	41,507
連結包括利益	百万円	3,674	58,006	65,286	24,560	9,803
連結純資産額	百万円	547,340	583,086	625,653	626,465	612,440
連結総資産額	百万円	7,383,239	6,793,163	7,019,969	7,579,619	7,204,451
1株当たり純資産額	円	68.40	72.97	78.21	78.68	76.84
1株当たり当期純利益 金額	円	5.16	5.73	5.98	6.00	5.24
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	7.33	8.50	8.81	8.21	8.44
連結自己資本利益率	%	7.32	8.10	7.91	7.65	6.74
連結株価収益率	倍	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	38,446	149,584	105,201	472,878	500,425
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	337,798	173,270	201,848	239,997	127,936
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	81,489	22,199	22,719	23,748	23,827
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	1,664,228	1,660,569	1,734,467	2,423,432	1,771,054
従業員数 〔外、平均臨時従業 員数〕	人	4,879 〔1,310〕	4,843 〔1,300〕	5,019 〔1,311〕	5,076 〔970〕	4,988 〔964〕
信託財産額	百万円	60,114,023	64,614,286	66,001,786	74,794,835	80,709,287

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結株価収益率については、当行は株式が非上場であるため、記載しておりません。

5. 2018年度より、従来、「外、平均臨時従業員数」に含まれていた派遣社員数を控除しております。

6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第146期	第147期	第148期	第149期	第150期
決算年月		2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
経常収益	百万円	194,291	198,028	205,671	209,539	209,112
うち信託報酬	百万円	53,324	50,075	54,819	54,997	59,132
経常利益	百万円	58,882	63,075	57,366	55,354	49,676
当期純利益	百万円	40,440	45,482	44,272	39,063	35,398
資本金	百万円	247,369	247,369	247,369	247,369	247,369
発行済株式総数						
普通株式	千株	7,914,784	7,914,784	7,914,784	7,914,784	7,914,784
優先株式		955,717	955,717	955,717	955,717	955,717
純資産額	百万円	541,207	566,071	590,328	579,452	561,705
総資産額	百万円	7,239,067	6,713,251	6,890,529	7,426,486	7,076,682
預金残高	百万円	3,056,268	3,387,390	3,406,588	3,253,498	3,096,295
貸出金残高	百万円	3,496,313	3,326,296	3,433,750	3,355,173	3,367,475
有価証券残高	百万円	1,492,120	1,253,105	1,091,950	841,621	958,624
1株当たり純資産額	円	68.37	71.52	74.58	73.21	70.96
1株当たり配当額						
普通株式		2.59	2.87	3.00	3.01	2.63
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一回第一種優先株式	円	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第二回第三種優先株式		-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額	円	5.10	5.74	5.59	4.93	4.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	7.47	8.43	8.56	7.80	7.93
自己資本利益率	%	7.30	8.21	7.65	6.67	6.20
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	50.69	49.94	53.63	60.98	58.80
従業員数	人	3,240	3,266	3,415	3,478	3,424
[外、平均臨時従業員数]		[1,117]	[1,112]	[1,142]	[805]	[792]
信託財産額	百万円	60,114,023	64,614,286	66,001,786	74,794,835	80,709,287
信託勘定貸出金残高	百万円	880,933	826,932	770,315	658,368	634,513
信託勘定有価証券残高	百万円	1,020,148	903,424	317,100	181,657	130,890
株主総利回り	%	-	-	-	-	-
(比較指標：-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価	円	-	-	-	-	-
最低株価	円	-	-	-	-	-

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。

- 3．自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
- 4．株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当行は株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 5．第149期より、従来、「外、平均臨時従業員数」に含まれていた派遣社員数を控除しております。

2【沿革】

1925年 5 月	信託業法に基づき共済信託株式会社の商号にて設立（資本金 3 千万円）
1925年 6 月	大阪本店営業開始
1926年 2 月	商号を安田信託株式会社と改称
1933年 2 月	本店を東京に移転
1948年 8 月	商号を中央信託銀行株式会社と改称、普通銀行業務開始
1949年 5 月	東京証券取引所へ上場
1952年 6 月	商号を安田信託銀行株式会社と改称
1952年 6 月	貸付信託募集開始
1961年10月	大阪証券取引所へ上場
1978年 2 月	安信信用保証株式会社（現会社名 みずほトラスト保証株式会社・連結子会社）を設立
1986年 7 月	安信住宅販売株式会社（現会社名 みずほ不動産販売株式会社・連結子会社）を設立
1987年10月	海外現地法人 Yasuda Bank and Trust Company(U.S.A.)（安田信託U.S.A）（後に Mizuho Trust & Banking Co.(USA)（米国みずほ信託銀行）に会社名変更）を設立
1987年12月	株式会社都市未来総合研究所（現連結子会社）を設立
1989年 3 月	海外現地法人 Yasuda Trust & Banking(Luxembourg)S.A.（ルクセンブルグ安田信託銀行）（現会社名 Mizuho Trust & Banking(Luxembourg)S.A.（ルクセンブルグみずほ信託銀行）・連結子会社）を設立
1993年 7 月	信託代理店営業開始
1998年12月	証券投資信託の窓口販売開始
1999年 3 月	株式会社富士銀行を引受先とする第三者割当増資の実施により、同行の子会社となる
1999年10月	第一勧業富士信託銀行株式会社へ財産管理 3 部門（年金、証券管理、証券代行）の営業ならびに関連する子会社株式を譲渡
2000年10月	不動産投資顧問業（総合）登録
2002年 4 月	商号をみずほアセット信託銀行株式会社と改称 株式会社富士銀行の保有株式を、株式会社みずほホールディングスの完全子会社である株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行が継承したことにより、同社の子会社となる
2003年 3 月	（旧）みずほ信託銀行株式会社と、当行を存続会社として合併し、商号をみずほ信託銀行株式会社と改称。株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の保有株式を、株式会社みずほフィナンシャルグループが継承したことにより、同社の子会社となる
2003年 5 月	再生専門子会社 株式会社みずほアセット（連結子会社）を設立
2004年12月	日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社（現持分法適用関連会社）を、住友信託銀行株式会社（現会社名 三井住友信託銀行株式会社）と共同設立
2005年10月	株式会社みずほアセットを吸収合併
2006年 3 月	貸付信託募集取り止め
2008年 4 月	日本株主データサービス株式会社（現持分法適用関連会社）を、中央三井信託銀行株式会社（現会社名 三井住友信託銀行株式会社）と共同設立
2011年 8 月	東京証券取引所・大阪証券取引所における上場を廃止
2011年 9 月	株式交換により、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社となる
2015年12月	新設の株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ（現会社名 みずほリアルティOne株式会社）を通じ、シンプレクス不動産投資顧問株式会社（現会社名 みずほ不動産投資顧問株式会社）及び株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ（現会社名 みずほリートマネジメント株式会社）（3 社いずれも連結子会社）を子会社化
2016年10月	当行の資産運用部門、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社を統合し、アセットマネジメントOne株式会社が発足
2017年 6 月	監査等委員会設置会社へ移行
2017年12月	Mizuho Trust & Banking Co.(USA)（米国みずほ信託銀行）とMizuho Bank(USA)（米国みずほ銀行）が合併し、合併後の商号はMizuho Bank(USA)（米国みずほ銀行）となる

3【事業の内容】

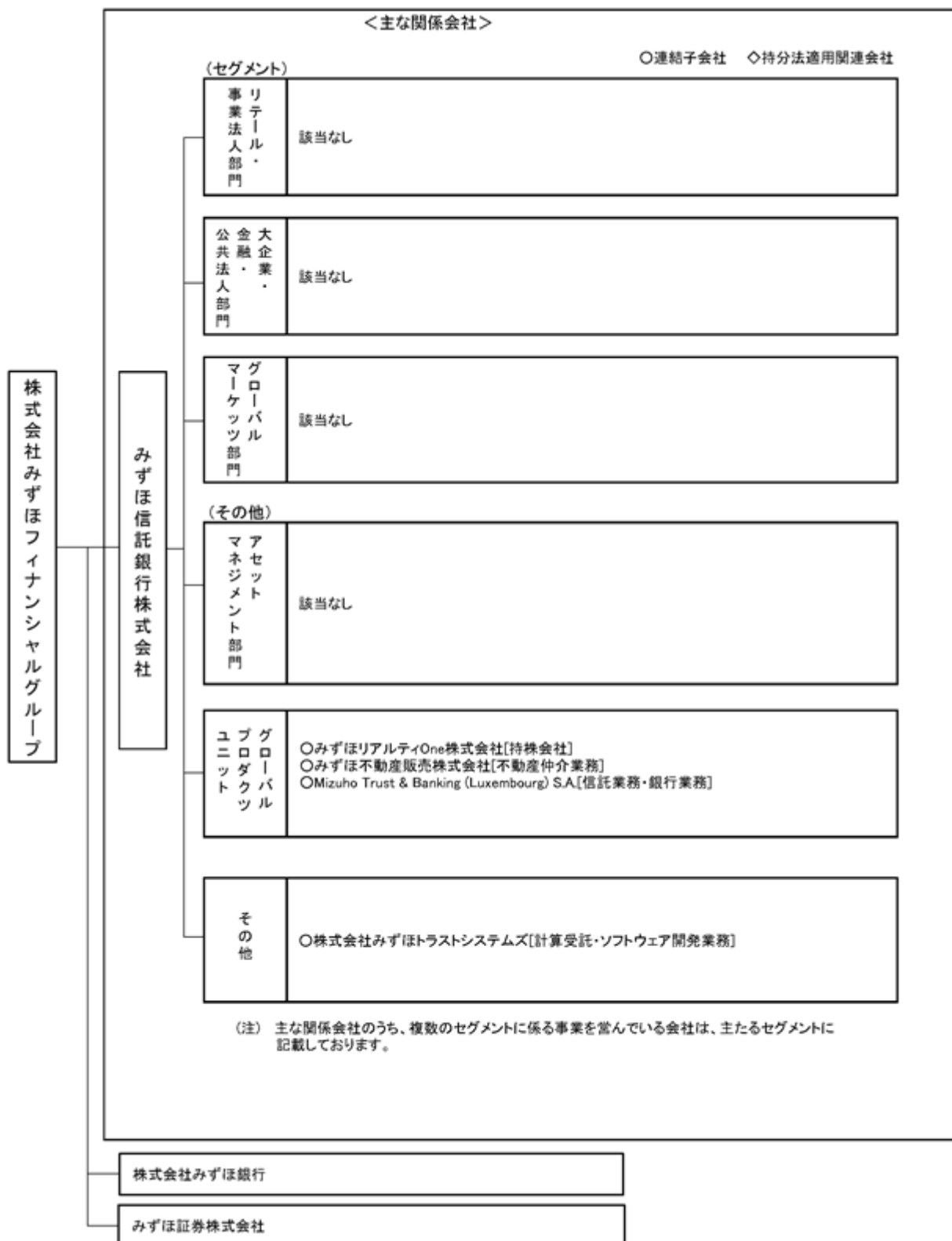
当行は、個人・事業法人・金融法人・公共法人を主要なお客さまとし、信託業務を中心に、銀行業務その他金融サービスをご提供しております。

「みずほフィナンシャルグループ」（以下、当グループ）は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行を含む連結子会社126社及び持分法適用関連会社26社等で構成され、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。

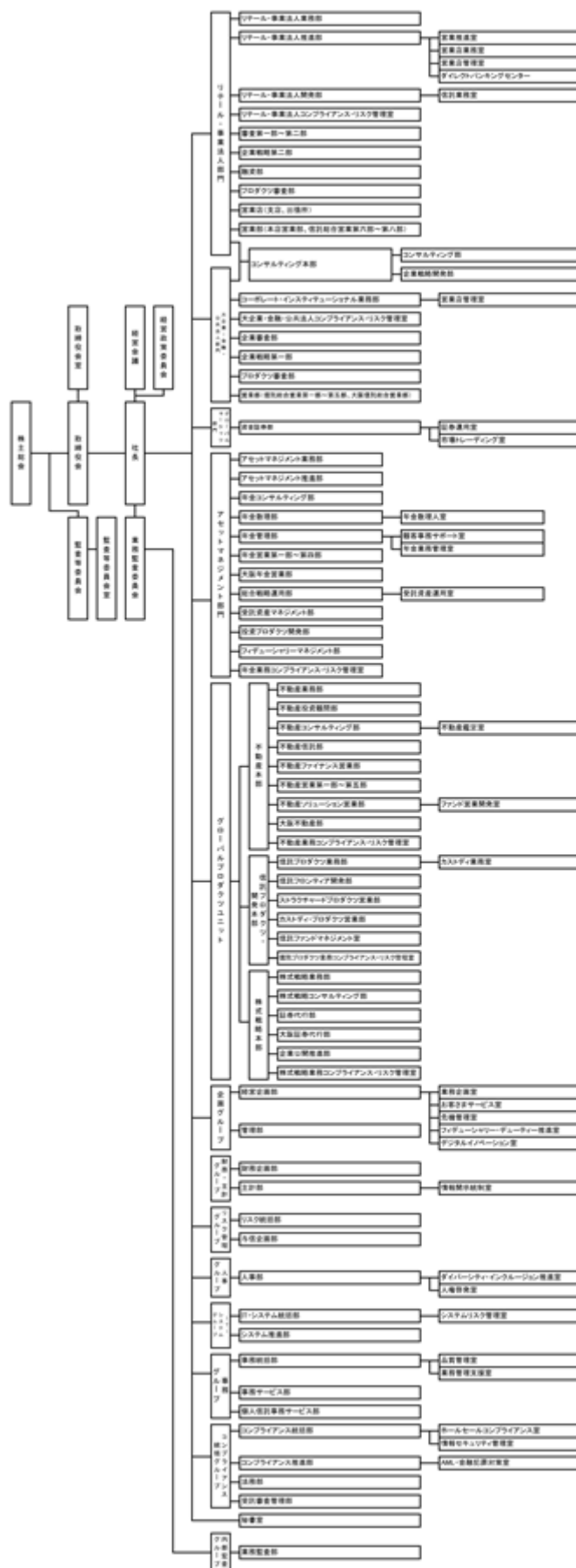
当連結会計年度末における当行の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントと同一であります。

事業系統図

(2020年3月31日現在)



(2020年 6 月26日現在)



４【関係会社の状況】

(親会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所有 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
株式会社みずほフィ ナンシャルグループ	東京都 千代田区	2,256,767	銀行持株会社	100.0 (-)	6 (3)	-	経営管理 預金取引関係 事務委託関係	不動産賃貸借 関係	-

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 （百万円）	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 （％）	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 （人）	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
（リテール・事業法人部門）									
みずほトラスト保証 株式会社	東京都 千代田区	100	信用保証業務	100.0 （ - ）	3 （ - ）	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
（グローバルプロダクツユニット）									
株式会社都市未来総 合研究所	東京都 中央区	100	調査・研究業 務	100.0 (88.0)	2 （ - ）	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほトラストオペ レーションズ株式会 社	東京都 中央区	30	事務代行業務	100.0 （ - ）	2 （ - ）	-	業務委託関係	不動産賃貸 関係	-
みずほ不動産投資顧 問株式会社	東京都 中央区	100	投資運用業務 投資助言業務	100.0 (100.0)	4 （ - ）	-	預金取引関係	-	-
みずほ不動産販売株 式会社	東京都 中央区	1,500	不動産仲介業 務	100.0 (55.0)	3 （ - ）	-	預金取引関係 金銭貸借関係	不動産賃貸 関係	-
みずほリアルティOne 株式会社	東京都 中央区	100	持株会社	100.0 （ - ）	4 （ - ）	-	預金取引関係	-	-
みずほリートマネジ メント株式会社	東京都 中央区	50	投資法人資産 運用業務	100.0 (100.0)	4 （ - ）	-	預金取引関係	-	運用する投資法 人に関し「スポ ンサー・サポー ト契約」を締結
Japan Fund Management (Luxembourg)S.A.	ルクセンブ ルク大公国 ミューンズ バッハ市	千ユーロ 2,500	投資信託管理 業務	100.0 (100.0)	1 （ - ）	-	-	-	-
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg)S.A.	ルクセンブ ルク大公国 ミューンズ バッハ市	千米ドル 105,000	信託業務・銀 行業務	100.0 （ - ）	3 （ - ）	-	預金取引関係 業務委託関係 金銭貸借関係	-	-

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(その他)									
株式会社みずほトラス システムズ	東京都 調布市	100	計算受託・ ソフトウェ ア開発業務	50.0 (13.2)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係 ソフトウェア プロダクト譲渡	事務機器賃 貸関係	-
みずほトラストビジネ スオペレーションズ株 式会社	東京都 江東区	30	事務代行業 務	100.0 (-)	3 (-)	-	業務委託関係	不動産賃貸 関係	-
みずほトラストリテー ルサポート株式会社	東京都 江東区	30	事務代行業 務	100.0 (-)	2 (-)	-	業務委託関係	不動産賃貸 関係	-

(持分法適用関連会社)

（持分法適用関連会社）									
名称	住所	資本金又は 出資金 （百万円）	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 （ % ）	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 （人）	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
（アセットマネジメント部門）									
日本ペンション・オペ レーション・サービス 株式会社	東京都 中央区	100	年金制度管 理及び事務 執行業務	50.0 （ - ）	2 （ - ）	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	不動産およ び事務機器 賃貸関係	-
（グローバルプロダクツユニット）									
日本株主データサービ ス株式会社	東京都 杉並区	2,000	事務代行業 務	50.0 （ - ）	2 （ - ）	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループであります。

2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

	リテール・ 事業法人部門	大企業・ 金融・公共 法人部門	グローバル マーケット部門	その他	合計
従業員数 (人)	1,543 [605]	139 [28]	34 [2]	3,272 [329]	4,988 [964]

(注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員952人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に2019年度の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。なお、2018年度より、従来、嘱託及び臨時従業員数に含まれていた派遣社員数を控除しております。

(2) 当行の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,424 [792]	38.9	15.1	8,597

	リテール・ 事業法人部門	大企業・ 金融・公共 法人部門	グローバル マーケット部門	その他	合計
従業員数 (人)	1,538 [602]	139 [28]	34 [2]	1,713 [160]	3,424 [792]

(注) 1. 従業員数は、行外への出向者を除き、行外から受け入れた出向者を含んでおります。

また、執行役員29人、嘱託及び臨時従業員781人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に2019年度の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。なお、2018年度より、従来、嘱託及び臨時従業員数に含まれていた派遣社員数を控除しております。

3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、出向者を除いて算出しております。

4. 平均勤続年数は、みずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社、みずほ情報総研株式会社の間で転籍異動した者については、転籍元会社での勤続年数を通算しております。

5. 平均年間給与は、3月末の当行従業員に対して支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金（株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、みずほ情報総研株式会社からの転籍転入者については、転籍元会社で支給されたものを含む。）を合計したものであります。

6. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数（出向者を含む。）は3,193人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

企業理念

当グループは、みずほ として行うあらゆる活動の根幹をなす考え方として、基本理念・ビジョン・みずほ Valueから構成される『みずほ の企業理念』を制定しております。この考え方に基づきグループが一体となって事業運営・業務推進を行うことで、お客さまと経済・社会の発展に貢献し、みなさまに＜豊かな実り＞をお届けしてまいります。

基本理念： みずほ の企業活動の根本的考え方

みずほ は、『日本を代表する、グローバルで開かれた総合金融グループ』として、常にフェアでオープンな立場から、時代の先を読む視点とお客さまの未来に貢献できる知見を磨き最高水準の金融サービスをグローバルに提供することで、幅広いお客さまとともに持続的かつ安定的に成長し、内外の経済・社会の健全な発展にグループ一体となって貢献していく。

これらを通じ、みずほ は、いかなる時代にあっても変わることのない価値を創造し、お客さま、経済・社会に＜豊かな実り＞を提供する、かけがえのない存在であり続ける。

ビジョン： みずほ のあるべき姿・将来像

『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』

- 1．信頼No. 1の みずほ
- 2．サービス提供力No. 1の みずほ
- 3．グループ力No. 1の みずほ

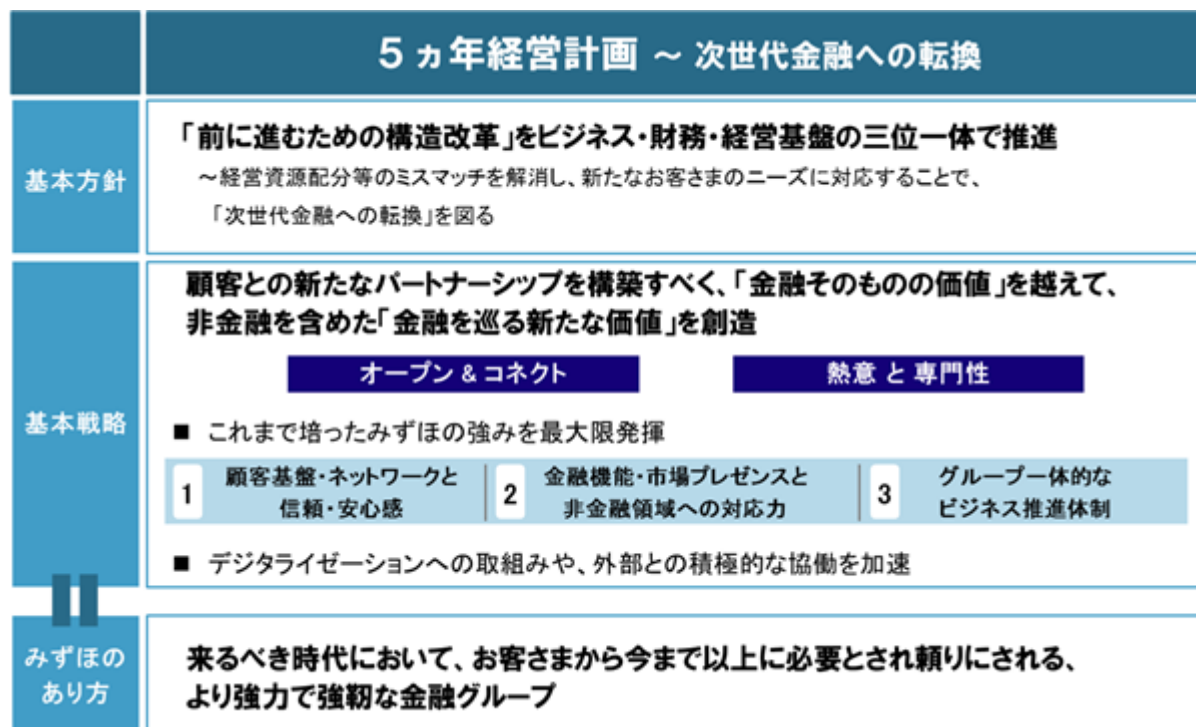
みずほValue：役職員が共有すべき価値観・行動軸

- 1．お客さま第一 ～未来に向けた中長期的なパートナー～
- 2．変革への挑戦 ～先進的な視点と柔軟な発想～
- 3．チームワーク ～多様な個性とグループ総合力～
- 4．スピード ～鋭敏な感性と迅速な対応～
- 5．情熱 ～コミュニケーションと未来を切り拓く力～

経営計画

当グループは、2019年度からの5年間を計画期間とする「5ヵ年経営計画～次世代金融への転換」をスタートいたしました。

この経営計画では、新たな時代の顧客ニーズに対応して、顧客との新たなパートナーシップを構築していく『次世代金融への転換』を実現し、『来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靱な金融グループ』を形作ってまいります。



(2) 経営環境

2019年度の経済情勢を顧みますと、世界経済は米中貿易摩擦の影響等から製造業を中心に減速しました。さらに、年度末にかけては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、危機的な様相を呈する展開となりました。

景気拡大が続いてきた米国経済も、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から雇用が大幅に減少する等、足元では急激に悪化しています。こうした中、FRB（連邦準備制度理事会）が3月に2度に渡って緊急利下げを実施したほか、トランプ政権も2兆ドル規模の経済対策を講じていますが、景気底割れ懸念を払拭するには至っていません。

経済の低迷が続く欧州では、新型コロナウイルスの感染が欧州全域に拡大していることを受け、ECB（欧州中央銀行）は資産購入や長期資金供給オペの拡充を決定していますが、景気は厳しさを増しています。

アジアでは、中国景気の減速が続きました。米中貿易摩擦の影響に加え、2020年に入ってから新型コロナウイルスによる経済活動の縮小により、生産や投資、消費の伸びが鈍化しています。また、新興国では、原油をはじめとする資源価格の下落も相俟って、通貨安、資金流出の動きが見られます。

日本経済は輸出や生産活動が盛り上がりや欠く中、消費税率引き上げ影響もあり、2019年10～12月期の実質GDP成長率は大幅なマイナスに落ち込みました。新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、日本銀行が企業の資金繰り支援策の拡充や、ETFや社債の買入れ拡大を決定したほか、政府も累次の緊急対応策を講じていますが、経済活動の縮小が加速しつつあります。

世界経済の先行きは、新型コロナウイルスの感染拡大影響からマイナス成長が予想されます。各国の金融緩和や景気対策による押し上げ効果も見込まれますが、影響が長期化した場合、雇用や所得の悪化を通じた需要の更なる縮小が懸念されます。日本経済も、サービス関連を中心とした消費や設備投資の減少等によって、当面厳しい状況が続く見通しです。

(3) 対処すべき課題

■ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的かつ急速な感染拡大は、経済や金融市場に大変な混乱を及ぼしており、個人レベルでも、日々の生活や働き方に大きな影響を及ぼしています。

当グループは、お客さまと、従業員とその家族の安全と健康を最優先として、お客さまの資金決済や事業資金のご支援をはじめとした、経済や社会機能の維持のために必要不可欠な金融機関としての社会的使命を果たしてまいります。

今般の危機は、未知のウイルスに端を発しており、現時点において、影響の規模や収束時期、対処方法等を正確に予測することは困難です。一定の時間経過により、急速に経済活動が回復してくることが十分に想定される一方、今後の実体経済の悪化に伴い、危機の段階が徐々に進行する懸念があり、影響が長期に亘ることも想定して対応する必要があります。

一方で、当グループは、保有資産のポートフォリオの質の改善、リスク管理体制の高度化、資本や外貨流動性の強化等、様々な取り組みを進めてきた結果、今般の危機を乗り越えることが出来る十分な耐性を有しております。当グループは、お客さまの実態を把握し、想定されうるリスク事象に対応していくとともに、資金供給等のお客さまニーズにしっかりと対応し、お客さまとの関係強化やビジネス機会の捕捉に注力してまいります。

■ 5ヵ年経営計画の実行

当グループの5ヵ年経営計画（2019～2023年度）では、新たな時代のお客さまニーズに対応して、お客さまとの新たなパートナーシップを構築していく『次世代金融への転換』を実現し、『来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靱な金融グループ』を形作っていくことを目指しております。

デジタル化や少子高齢化、グローバル化等のメガトレンドに加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機として、人びとの生活や経済・社会のあり方が大きく、かつ急速に変化しています。新たな時代において、従来の「金融」という枠に捉われない新しい価値を提供する企業であるべく、『前に進むための3つの構造改革』を着実に実行してまいります。

(財務目標)

連結ROE（注1）	2023年度 7%～8%程度
連結業務純益（注2）	2023年度 9,000億円程度

（注1） 其他有価証券評価差額金を除く

（注2） 連結業務純益＋ETF関係損益（株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社合算）＋営業有価証券等損益（みずほ証券株式会社連結）

(重点取り組み領域)

ビジネス構造の改革

経済・産業・社会の構造変化に対応し、当グループの強みを活かしつつ、以下の取り組みを中心にビジネス構造を改革してまいります。

- 新たな社会におけるライフデザインパートナー
人生100年時代のライフデザインをサポートする資産形成とそれを支える人材育成
事業承継ニーズに対する高度なソリューション提供と経営人材確保ニーズへの対応
コンサルティング中心のリアル店舗にデジタルチャネルを融合した次世代店舗展開
テクノロジー活用やオープンな協業を通じた新たな顧客層や需要の創出
- 産業構造の変化の中での事業展開の戦略的パートナー
イノベーション企業への成長資金供給、産官学連携等成長加速へのオープンな協働
産業知見等を活用し、事業リスクをシェアする新たなパートナーシップの構築
グローバルな顧客の事業展開を支援すべく、アジアの顧客基盤やネットワークを活用
- 多様な仲介機能を発揮する市場に精通したパートナー
グローバルネットワークとプロダクト提供体制の最適化により、投資家と投資家、発行体と投資家を繋ぐ多様な仲介機能発揮
実現益と評価損益のバランスを重視しつつ、機動的なアセットアロケーションも活用した、ALM・ポートフォリオ運営の高度化

財務構造の改革

以下の取り組みにより財務構造を改革し、事業環境・競争環境の変化に対応した柔軟な事業・収益構造への転換を実現してまいります。

- 事業・収益構造の課題を、以下の4つの視点でビジネス領域ごとに可視化
リスクリターン（粗利ROE）、コストリターン（経費率）、成長性、安定性
- 上記に基づいた、効率化分野から成長分野への集中的な経営資源配分
- 安定収益基盤を確立した上で、機動的にアップサイド収益を追求する収益構造へ転換

経営基盤の改革

ビジネスの持続的な優位性を支える経営基盤を強化すべく、以下の取り組みを行ってまいります。

- 新たな業務スタイルへの変革
人材・職場、IT・デジタル、チャネル、グループ会社を重点分野として取り組み
人事については、「社員の成長ややりたい仕事」を軸とする考え方に基づき人事制度を改定し、「社内外で通用する人材バリュー」を最大化する新たな人事戦略を推進
- グループガバナンスの強化
持株会社とグループ各社間の役員兼職拡大等により、銀行・証券・信託以外のグループ会社も含めた一体運営を更に強化し、重要戦略や構造改革を着実に遂行
- コミュニケーションを軸とした新たなカルチャーへの変革

■ サステナビリティへの取り組み

社会の期待や当グループの戦略、責任銀行原則を踏まえた取り組みをさらに進めるため、「サステナビリティへの取り組みに関する基本方針」を2020年4月に改定しました。当グループにおけるサステナビリティへの取り組みにおいて、「環境の保全」の観点をこれまで以上に強化するとともに、同方針で定めた以下の考え方にに基づき、サステナビリティ重点項目への取り組みを推進してまいります。

- ・ 経済・産業・社会・環境に対する直接的・間接的なポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの低減に努めます
- ・ 金融グループとして、ファイナンス等のサービス提供やお客さまとの対話(エンゲージメント)を通じた間接的なインパクトの大きさを特に重視し、お客さまのSDGs/ESGへの取り組みを多面的にサポートします
- ・ インパクトや実現に向けた時間軸について、ステークホルダー間で利益相反・意見の対立がある場合には、その事情・実態や、国際的な規範・合意・世論等を踏まえ、経済・産業・社会・環境の調和と長期的な視点に基づいて取り組みます

(当グループの経営計画を踏まえた当行の運営方針等)

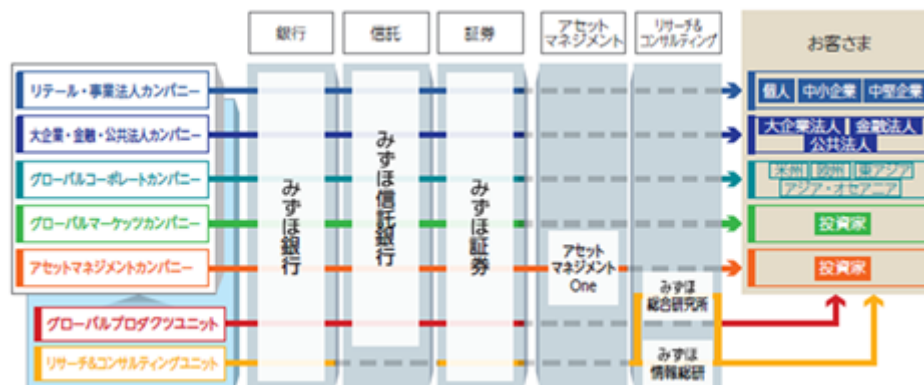
当行は、当グループの経営計画を踏まえ、信託領域の強みや専門性を活かし、次世代の信託ビジネスを非金融も含め創造するとともに、徹底したコスト削減で競争力を強化することで、お客さまの幅広いニーズに応え、安定収益基盤を確立することを、経営計画における運営方針としております。2020年度は、以下の2点を軸に、取り組みを進めてまいります。

- ・ コロナを契機とした顧客ニーズや課題の変化を的確に捉え、最適な信託ソリューションを提供することを通じて、信託に対する社会的な期待に応える
- ・ 足許の事業環境悪化へ対応すべく、構造改革に前倒しで取り組み、ビジネス態勢の見直しやデジタル化を早期に実現することによって次世代の信託ビジネスへの転換を加速する

[カンパニー・ユニットの取り組み]

当グループは、お客さまの属性に応じた銀行・信託・証券等グループ横断的な戦略を策定・推進する5つのカンパニーと、全カンパニー横断的に機能を提供する2つのユニットを設置し、グループを運営しております。

各カンパニー・ユニットの今後の取り組み方針（対処すべき課題）は次のとおりです。



リテール・事業法人カンパニー

個人・中小企業・中堅企業の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券等グループ一体となったコンサルティング営業や、先進的な技術の活用や他社との提携等を通じた利便性の高い金融サービスの提供等に取り組んでおります。

（今後の取り組み方針）

お客さまニーズが急速に変化・多様化する中、個人のお客さまに対しては、「人生100年時代」におけるライフデザインのパートナーとして、銀行・信託・証券による資産形成・運用や資産承継のアドバイスを通じて、お客さまの思い・希望の実現に向けたサポートを行います。中堅企業・中小企業のお客さまに対しては、不透明な事業環境における事業の維持・拡大に向けた戦略的パートナーとして、グループ一体での高度なソリューション提供を通じ、お客さまの持続的な成長や事業承継の支援に取り組んでまいります。

また、リモート化の進展を踏まえ、日常の定型的な取引については、パソコンやスマートフォン操作で完結することを目指し、利便性の高いサービスを拡充してまいります。一方で、店舗については、「コンサルティングの場」への転換に向け、事務デジタルイゼーションを進めるとともに、銀行・信託・証券の共同店舗化やリモート相談も活用したワンストップでのサービス提供を通じ、お客さまの様々な相談ニーズへの対応に取り組んでまいります。

なお、2019年5月27日に設立いたしましたLINE Bank設立準備株式会社では、「LINE」とリンクした、親しみやすく利用しやすい"スマホ銀行"を提供することで、銀行をより身近な存在へと変化させ、利用者の皆様に寄り添い、日常的にご利用いただける新銀行の2020年度中の設立を目指して、準備を進めてまいります。

大企業・金融・公共法人カンパニー

国内の大企業法人・金融法人・公共法人の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、お客さまの金融・非金融に関するニーズに対し、お客さまごとのオーダーメイド型ソリューションを、グループ横断的に提供しております。

（今後の取り組み方針）

産業構造転換の進展、サステナビリティへの関心の高まり等により、企業経営を取り巻く環境は、急速に変化しています。そういった中、事業ポートフォリオの組替えや、成長する海外市場でのビジネス拡充等が、お客さまの課題となっております。邦銀随一の産業知見や高いコンサル力、多様な仲介機能を活かし、お客さまの事業展開の戦略的パートナーとして、財務・資本戦略の立案や遂行に貢献し、お客さまとの新たな関係の構築と価値共創・協営を実現してまいります。

グローバルコーポレートカンパニー

海外進出日系企業及び非日系企業等の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、お客さまの事業への深い理解と、貸出・社債引受等のコーポレートファイナンスやトランザクション分野での強みを活かし、様々なソリューションの提供を目指してまいります。

（今後の取り組み方針）

規制変更や外貨調達力といった今後の成長への制約に備えて、事業ポートフォリオを最適化するとともに、お客さまのグローバルな事業展開への協働を通じて、地域を超えたバリューチェーンの活性化に取り組んでまいります。

その達成に向けて、事業展開をグローバルに支える戦略的パートナーとして、アジア経済圏におけるネットワークと肥沃な米国資本市場におけるプレゼンスを活かしつつ、アジアをフランチャイズとして各地域のお客さまや機能を繋いでまいります。

グローバルマーケッツカンパニー

個人から機関投資家までの幅広いお客さまに向けたリスクヘッジ・運用ニーズに対してマーケット商品全般を提供するセールス&トレーディング業務、安定的な資金調達・バランスシート運営や債券・株式等の有価証券ポートフォリオ運営等のALM・投資業務を担当しております。銀行・信託・証券連携による幅広い商品提供力を活かし、アジアトップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指してまいります。

（今後の取り組み方針）

地域毎の銀行・証券基盤統合の完遂やグローバルな連携強化により、価格競争力やソリューション提供力を向上させてまいります。また、商業銀行ビジネスによって培われた幅広い顧客基盤を活用した、証券ビジネスへの一層の注力・拡大により、金融市場参加者間の資金好循環の実現に貢献し、グローバル市場での一層のプレゼンス向上に向けて取り組んでまいります。

投資業務においては、市場環境の変化を早期に察知する「予兆管理」やアセットアロケーション高度化によりリスクテイク力を強化し、グローバル経済・投資環境の変化に留意しながら、実現益と評価損益のバランスを重視したポートフォリオ運営やESG/SDGs軸を取り込んだ投資決定に取り組んでまいります。また、ALMにおいては従来以上にグローバルに効率的な資金繰り運営や資金調達源の多様化による強靱なバランスシート運営を通じ、グループ全体のビジネス戦略に貢献してまいります。

アセットマネジメントカンパニー

アセットマネジメントに関連する業務を担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券及びアセットマネジメントOne株式会社が一体となって、個人から機関投資家まで、幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品やサービスを提供しております。

（今後の取り組み方針）

資産運用ビジネス本来の高い資本効率への構造転換に取り組むとともに、お客さまの中長期志向の資産形成をサポートし、国内金融資産の活性化に貢献してまいります。

その達成に向けて、運用力・ソリューション提供力を強化し、アセットマネジメント機能の付加価値を高め、お客さまの期待を超える体験をグループ一体となって提供するとともに、イノベーションや業務プロセスの改革等を通じて、効率性や先進性を追求し、中長期にわたるビジネス成長基盤を強化してまいります。

グローバルプロダクツユニット

個人・法人・投資家等の幅広いセグメントのお客さまに向けた、投資銀行分野とトランザクション分野のソリューション提供業務を担当しております。M&Aや不動産、プロジェクトファイナンスから、国内外決済、資金管理、証券代行まで、各分野において高い専門性を発揮し、高度化・多様化するお客さまのニーズに応える事を目指してまいります。

（今後の取り組み方針）

グローバル経済の不確実性が高まる中、環境の変化を機敏に捉え、お客さまの付加価値創造や企業価値向上を最大限サポートしてまいります。また、事業の承継や再編、バランスシートの見直し等、法人のお客さまの成長戦略・経営戦略に応じて、グループ横断で最適なソリューションを提供してまいります。

資金管理・決済等のトランザクションや、プロジェクトファイナンス等の分野においては、国内外各拠点間で緊密に連携し、グローバルな投資家のニーズにも応えてまいります。加えて、各分野におけるプロフェッショナル人材の戦略的な育成により、専門性強化にも努めてまいります。

なお、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更する予定です。

リサーチ&コンサルティングユニット

産業からマクロ経済まで深く分析するリサーチ機能と、経営戦略等の幅広い分野にわたるコンサルティング機能を担うユニットとして、多様なソリューションを提供しております。

（今後の取り組み方針）

デジタル化・グローバル化・少子高齢化のメガトレンドに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不透明感等、経済・社会環境が大きく変化しています。リサーチ高度化、コンサルティング拡充等に取り組むことで、経済・社会の構造変化に対応した産業知見等の専門性を発揮するとともに、みずほの価値創造のバリューチェーンの起点となって、お客さまや社会に対する新たな価値の創造に貢献してまいります。

なお、みずほ情報総研株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社みずほトラストシステムズの3社は、2021年4月を目処に、みずほ情報総研株式会社を吸収合併存続会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社みずほトラストシステムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併により、統合する予定です。

2【事業等のリスク】

本項は、当行及び当グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項や、リスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しています。これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により複数のリスクが増大する可能性があります。なお、当行及び当グループは、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存です。

なお、本項に含まれている将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

1．新型コロナウイルスに関するリスク

新型コロナウイルスの感染拡大により、人々の活動が制約され、日本を含む世界経済に極めて強い下押し圧力がかかっております。新型コロナウイルスの感染拡大が長期化すれば、広範な企業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。当行及び当グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するために対策本部を設置し、同対策本部を中心として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、社会機能維持に不可欠な金融インフラとしてお客さまへの事業資金の供給や資金決済等の金融機能の維持・継続にグループ一丸となって努めてまいりました。

これまでのところ、各国政府・中銀が相次いで打ち出した財政政策・金融緩和策等により、グローバルな金融システムにおける著しい信用収縮は回避され、金融市場は小康状態を維持しております。また、経済活動の一部再開の動きが国内外でみられつつあります。しかしながら、グローバル経済の大幅な悪化は不可避であり、金融市場ではボラティリティが高まり易い状況が続くものと想定され、当行及び当グループにおいて、与信関係費用の大幅な増加や、保有資産等の評価損や減損の発生・拡大、資金流動性の低下等につながる可能性があります。さらに、感染再拡大に伴う影響の更なる長期化・拡大にも留意する必要があります。

こうした事態が生じた場合、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルスについては、様々なリスクに横断的に影響を及ぼすリスク事象と捉えています。

2．財務面に関するリスク

(1) 不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加等による追加的損失の発生

当行及び当グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。また、与信先の業種については分散に努めておりますが、製造業、不動産業、金融・保険業向けの与信の割合が相対的に高い状況にあります。

当行及び当グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、企業グループやリスク事象発現時に影響が想定される特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しているほか、クレジットデリバティブの活用によるヘッジ及び信用リスクの減殺を行っております。また、与信先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

しかしながら、国内外のクレジットサイクルの変調、特定の業界における経営環境の変化、不動産等の資産価格下落等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、メインバンク先や大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じる可能性があります。こうした事象によって、与信関係費用が増加する等追加的損失が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金の状況

当行及び当グループは、自己査定基準、償却・引当基準に基づき、与信先の状況、差入れられた担保の価値及び経済動向を考慮した上で、貸倒引当金を計上しております。

償却・引当の計上にあたっては、貸出資産を適正に評価し、市場売却を想定した厳正な担保評価を行っておりますが、国内外の経済情勢の悪化、与信先の業況の悪化、担保価値の下落等により、多くの与信先で貸倒引当金及び貸倒償却等の与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があり、その結果、当行及び当グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 保有資産等の価格変動等に係るリスク

株価下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、国内上場企業の普通株式を中心に、市場性のある株式を大量に保有しております。当行及び当グループでは、「上場株式の政策保有に関する方針」を掲げ、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与えうること鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、上場株式を政策保有しないことを基本方針としており、売却を計画的に進めております。また、必要に応じて部分的にヘッジを行うことによりリスク削減にも努めております。しかしながら、これらの保有株式の株価が下落した場合には評価損や売却損が発生する可能性があります。

また、当行及び当グループの自己資本比率の計算においては、自己資本の算出にあたり、保有株式の含み損益を勘案していることから、株価が下落した場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。

その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

「上場株式の政策保有に関する方針」及び政策保有株式の保有意義検証等の概要については、株式会社みずほフィナンシャルグループの「コーポレートガバナンスに関する報告書」をご覧ください。

https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/pdf/g_report.pdf

金利の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、投資等を目的として国債をはじめとする市場性のある債券等を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する可能性があります。また、当行及び当グループの金融資産と負債の間では満期等に違いがあるため、金利変動により損失が発生する可能性があります。当行及び当グループは、厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や、財政悪化等によるソブリンリスク顕在化、その他市場動向等により大幅に金利が変動した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当行及び当グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の市場流動性低下による追加的損失の発生

当行及び当グループは、市場で取引される様々な資産を保有しておりますが、金融市場の混乱等により保有資産の市場流動性が著しく低下し、その結果、保有資産の価値が下落する可能性があります。グローバルな金融市場混乱や経済・金融環境の悪化等により、保有資産の市場流動性が著しく低下した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、株式相場並びに金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当行及び当グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産に係る財務上の影響

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘッジ目的等の金融取引に係る財務上の影響

ヘッジ目的等で利用するクレジットデリバティブや株式関連デリバティブ等の金融取引については、ヘッジ対象資産と会計上の取扱いや評価方法が異なる場合があります。そのため、市場の変動等により、ある特定の期間において、ヘッジ対象資産の評価が上昇しても、当該金融取引から損失のみが発生する場合があります。当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損に係るリスク

当行及び当グループは、保有する有形固定資産及び無形固定資産について、現行の会計基準に従い減損会計を適用しておりますが、当該資産に係る収益性の低下や時価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった場合は減損損失を認識する可能性があります。減損損失を認識した場合、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資金調達等に係るリスク

資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当行及び当グループの資金調達は、主に預金、債券発行及び市場からの調達により行っております。特に、外貨資金は、円貨資金に比べ市場からの調達の依存度が高くなっております。そのため、資金調達の安定性の観点から、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。

しかしながら、国内外の景気悪化、金融システム不安、金融市場の混乱等により資金流動性が低下した場合、あるいは当行及び当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生し、予想外の資金流出が発生した場合には、資金調達コストの増加や、外貨資金調達等に困難が生じることがあり、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

格付引き下げによる悪影響

株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等、当グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当行及び当グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいています。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けているため、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場関連取引における追加担保の提供、既存取引の解約等が発生する可能性があります。当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、当行及び当グループのデリバティブ契約に基づき格下げによる追加担保の金額を試算すると、他の条件が不変であれば、2020年3月末に1ノッチの格下げがあった場合は約55億円、2ノッチの格下げの場合は約302億円となります。

(4) 自己資本比率等に係るリスク

自己資本比率規制

当行及び当グループには、2013年3月期より、バーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼル テキスト（銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すもの）に基づき金融庁の定める自己資本比率規制が段階的に適用されております。また、バーゼル銀行監督委員会は、2017年12月に、バーゼル 規制の見直しに係る最終規則文書を公表しており、当該見直し後の規制は当初2022年から段階的に適用される予定でしたが、バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、2020年3月に、新型コロナウイルス感染症への対応として銀行や監督当局の実務上の対応力を高めるため、当該規制の段階的な適用開始を一年先送りして2023年からとすることを公表しています。これに伴い、金融庁は、同月に、本邦においては2023年3月期から実施する予定である旨を公表しています。

当グループは、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります。また、当行も、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります。

さらに、当グループは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）として選定されており、より高い水準の自己資本比率が求められることとなります。また、G-SIBsのグループ及び追加的に求められる資本水準は年次で更新されるため、今後、当グループに対して更に高い資本水準が求められる可能性があります。

当行及び当グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性並びに本項に示した各種リスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率の計測手法の変更等により、当行及び当グループの自己資本比率が低下する可能性があります。また、自己資本比率規制においては、のれん及びその他の無形固定資産、繰延税金資産、金融機関等の資本調達手段の保有等、調整項目については所定の要件のもとで自己資本から控除されますが、かかる規制により、当行及び当グループの自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性もあります。

仮に当行及び当グループの自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、社外出力の制限や資本の増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小、子会社等の株式の処分、業務の全部又は一部の停止等の是正措置を求められる可能性があります。加えて、当行を含む当グループは、米国その他の事業を行う諸外国において、自己資本比率規制を受けており、当該規制に抵触した場合には、現地当局から様々な規制及び命令を受ける可能性があります。かかる事態が生じた場合、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

レバレッジ比率規制

2017年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼル 規制の見直しに係る最終規則文書において、レバレッジ比率規制の枠組みが最終化され、2019年3月に金融庁は、当該文書に基づくレバレッジ比率規制に係る府省令の一部改正及び関連する告示等を公表し、2019年3月31日より当行及び当グループに対して一定比率以上のレバレッジ比率の維持を求めるレバレッジ比率規制の段階的な適用が開始されております。なお、2020年4月に金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、例外的なマクロ経済環境を勘案して最低所要レバレッジ比率につき金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、レバレッジ比率の算定にあたり、分母である総エクスポージャーの額から日銀預け金を除外すること等を内容とするレバレッジ比率規制に関連する告示等の一部改正案を公表しています。

当該規制は、自己資本比率規制上の国際統一基準が適用される銀行持株会社及び銀行に対して、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率を一定比率以上に維持することを求めるものであり、当該規制により、仮に当行及び当グループのレバレッジ比率が一定比率を下回った場合には、レバレッジ比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強に係る措置を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小、子会社等の株式の処分、業務の全部又は一部の停止等の是正措置を求められる可能性があります。かかる事態が生じた場合、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

総損失吸収力（TLAC）規制

2015年11月にFSBIは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対して、一定比率以上の総損失吸収力（TLAC）を求める最終文書を公表しており、2019年3月に金融庁は、当該文書に基づくTLAC規制に係る銀行法施行規則の一部改正及び関連する告示を公表し、2019年3月31日より当グループ及び当行を含む当グループの主要子会社に対して本邦TLAC規制の段階的な適用が開始されております。なお、2020年4月に金融庁は、例外的なマクロ経済環境を勘案して最低所要レバレッジ比率につき金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、レバレッジ比率の算定にあたり日銀預け金を除外すること等を内容とするレバレッジ比率規制に関連する告示等の一部改正案を公表していますが、当該改正案によれば、レバレッジ比率の算定にあたり日銀預け金を除外する場合は、総エクスポージャーベース外部TLAC比率及び最低所要内部TLAC額の算定にあたって、分母である総エクスポージャーの額から日銀預け金を除外することとなります。

TLAC規制は、当グループを含むG-SIBsに対して、自己資本比率規制に加えて追加的に適用される規制であり、当該規制により、仮に当グループのTLAC比率や、当行を含む当グループの主要子会社のTLAC額が一定基準を下回った場合には、金融庁から、TLAC比率の向上やTLAC額の増加に係る改善策の報告を求められる可能性や、業務改善命令を受ける可能性があります。かかる事態が生じた場合、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

資本調達

普通株式等Tier 1資本を除き、当グループの資本調達（TLAC規制に対応した調達を含む）は、主に債券発行により行っております。しかしながら、当行及び当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内外の景気悪化、金融システム不安や金融市場の混乱等が生じた場合には、資本調達コストの増加や、十分な資本調達が出来ないことで企図した水準への自己資本比率等の向上が図れない等の事象が生じることがあり、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 業務面に関するリスク

システムリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。

当行及び当グループは、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要なシステムについては、原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。

しかしながら、過失、事故、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新等により重大なシステム障害が発生し、こうした対策が有効に機能しない可能性があります。システムリスクが顕在化した場合には、情報の流出、誤作動、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

サイバー攻撃等による悪影響

当行及び当グループが保有する多くのシステムは、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムと、グローバルなネットワークで接続されています。当行及び当グループは、サイバー攻撃の高度化・裾野拡大を踏まえて、サイバーセキュリティ対策を経営の重要課題と認識し、経営主導のもと、サイバーセキュリティ戦略を策定するとともに、2018年6月には「サイバーセキュリティ経営宣言」を公表し、継続的にサイバーセキュリティ対策を推進しています。

Mizuho-CIRT^{*1}を中心に、高度なプロフェッショナル人材を配置し、統合SOC^{*2}等による監視、ウイルス解析、多層的防御等の態勢強化に努めるとともに、人材育成、サプライチェーン対策、お客さまの意識啓発にも注力しております。

しかしながら、こうした強化策が奏功せず、サイバー攻撃によるサービス停止、データ改ざん、情報漏えい、不正送金が発生した場合には、それに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

*1 Cyber Incident Response Team

*2 Security Operation Center

個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当行及び当グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な内部情報を有しております。特に、個人情報については、情報の漏洩や不正なアクセスを防止するため、個人情報保護法の下で、より厳格な管理が要求されております。当行及び当グループにおいても情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行い、外部委託先についても同様に情報管理態勢を監督しておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策上の不備に係るリスク

金融犯罪が多様化かつ高度化し、世界各所でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン対策」という）の重要性が急速に高まる中、我が国のマネロン対策に関する法規制の遵守状況及び対策の実効性を審査するFATF第4次対日相互審査が2019年に実施されております。かかる審査も踏まえ、「マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が本邦金融当局から発出される等、金融機関のマネロン対策の強化が課題となっています。当行及び当グループは、国内外において事業活動を行う上で、国内外の法令諸規制の適用及びそれに基づく国内外の金融当局の監督を受けており、当行及び当グループでは、国内外の法令諸規制を遵守する態勢を整備するとともに、マネロン対策の更なる強化を継続的に実施しております。

しかしながら、マネロン対策が有効に機能せず、仮に法令諸規制の違反等が発生した場合には、業務停止、制裁金等の行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

米国法上、米国人は、米国国務省によりテロ支援国家と指定された国（イラン、スーダン、シリア、北朝鮮。以下「指定国」という）と事業を行うことが一般的に禁止されており（スーダンは2017年10月に一部規制解除）、当行及び当グループは、関係する米国法を遵守する態勢を整備しております。但し、米国外の拠点において、関係法令の遵守を前提に、顧客による輸出入取引に伴う貿易金融やコルレス口座の維持等、指定国に関連する業務を限定的に行っております。なお、イランには、駐在員事務所を設置しています。指定国に関係するこれらの業務は、当行及び当グループ全体の事業、業績及び財務状態に比し小規模であり、また、関係する日本及び米国の法令を遵守する態勢を整備しております。

指定国が関与する取引に関わる規制は今後強化もしくは改定されていく可能性があり、当行及び当グループの法令遵守態勢が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼすような、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。また、顧客や投資家を失う、ないしは当行及び当グループのレピュテーションが毀損することで、当行及び当グループの事業又は株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

不公正な市場取引に係るリスク

当行及び当グループは、国内外において市場業務を行う上で、不公正な市場取引に係る本邦及び他国の法令諸規制や取引所規則等の適用とともに国内外の金融当局の監督を受けております。

当行及び当グループは、不公正な市場取引に係る法令諸規制や取引所規則等が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底やコンプライアンス・リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。

今後、仮に不公正な市場取引に係る法令諸規制の違反等が発生した場合には、関係当局からの処分やレピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用、さらには金融当局の監督を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに金融当局の監督を受けております。

当行及び当グループは、法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。

今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

当行及び当グループの戦略、施策が奏効しないリスク

当行及び当グループは、2019年5月に発表した、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とする当グループの経営計画等、様々な戦略や施策を実行しております。

しかしながら、こうした戦略や施策が実行できない、あるいは、たとえ戦略や施策が実行できた場合でも当初想定した成果の実現に至らない可能性、本項に示した各種リスクの顕在化又は経済環境の変化等により発表した数値目標を達成できない可能性があります。

なお、当グループの経営計画の内容につきましては、有価証券報告書「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご覧ください。

業務範囲の拡大等に伴う新たなリスクの発生による悪影響

当行及び当グループは、総合金融コンサルティンググループとして、銀行業・信託業・証券業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じた新たな業務分野への進出や各種業務提携、資本提携を実施しております。当行及び当グループは、こうした新たな業務等に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

事務リスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。これらの多様な業務の遂行に際して、役職員による過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

当行及び当グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

人事上のリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、十分な人材を確保・育成できない場合には、当行及び当グループの競争力や効率性が低下し、業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

財務報告に係る内部統制の構築等に関するリスク

株式会社みずほフィナンシャルグループは、ニューヨーク証券取引所上場企業であり、当グループは、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の強化を行っております。同法により、同社経営者及び監査法人はそれぞれ同社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その評価結果をForm20-Fにより報告することが求められています。

また、金融商品取引法においても、株式会社みずほフィナンシャルグループは、同社経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価、及び経営者評価に対する監査法人の意見を内部統制報告書及び内部統制監査報告書により報告することが求められています。

当行及び当グループは、上記に従い財務報告に係る内部統制の構築を行っており、評価の過程で発見された問題点は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、改善が間に合わない場合や、経営者が内部統制を適正と評価したとしても監査法人は不適正とする場合があり、その場合、当行及び当グループの財務報告の信頼性に悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟に関するリスク

当行及び当グループは、国内外において銀行業務を中心に様々な金融業務を行っておりますが、こうした業務を行うにあたり、損害賠償請求訴訟等の提起を受ける可能性があります。その場合、訴訟の動向によっては、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当行及び当グループは、リスク管理の方針及び手続に則りリスク管理の強化に注力しております。しかしながら、急速な業務展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続が、必ずしも有効に機能するとは限りません。また、当行及び当グループのリスク管理手法は、過去の市場動向に基づいている部分があることから、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。当行及び当グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4．信託業務に関するリスク

信託業務における損失発生による悪影響

当行は、信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託等について元本補てん契約を結んでおります。これらの元本補てん契約のある信託商品につきましては、元本の損失発生を避けるべく慎重な運用を行うとともに、厳格なリスク管理体制を構築しております。

しかしながら貸倒れ又は投資損失等の結果、元本補てん契約のある信託勘定において元本に損失が生じた場合、当行は補てんのための支払いをする必要があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、元本補てん契約のない信託勘定において、受託者の過失等により損失等が生じた場合、当行は損失補てんを行う必要があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5．金融諸環境等に関するリスク

金融経済環境の変化による悪影響

当行及び当グループは、日本国内の各地域及び米国や欧州、アジア等の海外諸国において幅広く事業を行っております。日本やこれらの国、地域における経済状況が悪化した場合、あるいは、金融市場の著しい変動等が生じた場合には、当行及び当グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じ、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令諸規制の改正等による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、独占禁止法や会計基準等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、自己資本比率規制を含む銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用もを受けております。

これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供の制限や、追加でのシステム開発負担につながる等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

LIBOR等の指標金利に関するリスク

当行及び当グループは、多数の法人・個人等のお客さまにローン・預金・債券・デリバティブ等の広範な商品、サービスを提供しておりますが、これらには米ドルをはじめとする多くの通貨でロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という）等の指標金利を参照する商品・サービスが含まれています。また、当行及び当グループは、このような指標金利を参照する商品等を保有し、当該指標金利を参照する負債等を有し、さらに当該指標金利は、当行及び当グループ内における金融商品の評価等においても利用されております。

2012年以降に顕在化した、一連のLIBOR不正操作問題等を踏まえ、金融安定理事会（FSB）は、2014年7月に公表した報告書の中で、金融指標の信頼性・透明性向上を図るべく、指標金利としてリスクフリーレートの構築を提言しました。また、2017年7月には英国の金融行動監視機構長官が、2021年末以降はLIBOR維持のためにパネル行にレート呈示を強制する権限を行使しない旨を表明し、同時期以降のLIBOR公表停止の蓋然性が高まりました。

LIBOR等の指標金利の公表停止及び後継指標への移行に向けて、当行及び当グループでは、グループ全体での対応を行う観点から、専門部署を設置する等の対応策を講じております。しかしながら、後継指標に関する市場慣行、導入時期、ヘッジ会計上の取扱い等、未だ決定されていない事項が多く、参照金利や評価方法の変更等により、指標金利を参照する当行及び当グループの金融資産及び金融負債につき損失が発生し、また、商品・サービスの提供の制限や、既存の商品・サービスに関する訴訟リスクの増大や追加でのシステム開発が必要になること等に伴う費用の増加等の要因により当行及び当グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

環境・社会に配慮しない投融資等に係るリスク

当行及び当グループは、金融の円滑化を図り、経済・社会の持続可能な発展に貢献するため、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、適切なリスク管理態勢のもと、高度なリスクテイク能力を活用した金融仲介機能の発揮に努めています。

昨今、気候変動問題等の環境・社会課題の顕在化に伴い、当行及び当グループを取り巻くステークホルダーからは、資金提供者として、環境・社会に一層配慮することが期待されています。かかる背景から、当行及び当グループは、取引を通じて環境・社会に対する負の影響を助長する可能性が高いセクターに関する取り組み方針を制定する等、環境・社会リスクの低減・回避に向けた取り組みを強化しています。

しかしながら、ステークホルダーからの期待・目線は日増しに高まっており、当行及び当グループの取り組みが期待から大きく乖離した場合等には、当行及び当グループのレピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

気候変動リスク

2015年に採択された「パリ協定」を受け、気候変動の原因とされる温室効果ガスの削減を目的とした取り組みが世界的に加速しており、様々な環境・社会課題の中でも気候変動リスクへの対応の重要性が高まっています。

当行及び当グループは、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の一つであると認識しています。気候変動リスクとしては、低炭素経済への移行に伴い、広範囲に及ぶ政策・法規制・技術・市場の変化が生じること起因する移行リスク、気候変動により、資産に対する直接的な損傷や、サプライチェーンの寸断による間接的な影響等が生じる物理的リスクが挙げられます。このうち、移行リスクについては、温室効果ガスの高排出セクターに対する与信コストの中・長期的な増加や、石炭火力発電をはじめとする化石燃料関連へのファイナンスに対するレピュテーションの悪化等が代表的なリスクとして想定されます。また、物理的リスクとしては、台風・豪雨等の異常気象事象の激化に伴うお客さまの事業停滞による業績悪化影響、及び、担保価値の毀損を通じた与信コストの増加等が代表的です。

当行及び当グループはこれらのリスクを管理するために、グローバルな潮流・動向も捕捉しながら、戦略やリスク管理態勢の見直しを実施しておりますが、こうした取り組みが奏功せず気候変動リスクが顕在化した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融業界の競争激化による悪影響

当行及び当グループは、国内外の大手金融機関やノンバンク等との激しい競争環境に晒されています。また、昨今は様々なテクノロジー（いわゆるFinTech）の進展により業種の垣根を越えて多くの企業による金融領域への新規参入が相次ぐ等、当行及び当グループを取り巻く競争環境はますます激化する可能性があります。さらに、先の金融危機以降進められてきた金融規制改革により、競合他社との戦略の差別化が難しくなり、特定のビジネスにおける競争環境が激化していく恐れもあります。当行及び当グループが、競争に十分対応することができない場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、競争激化等に伴い、金融業界において金融機関の再編が進み、当行及び当グループの競争力や株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害やテロ・犯罪等の発生による被害を受ける可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当行及び当グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当行及び当グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、バックアップオフィスの構築等、緊急時における態勢整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当行及び当グループの業務の一部が停止する等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、2011年3月に発生した東日本大震災のような大規模な災害に起因して、景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等が生じる可能性があります。その結果、当行及び当グループの不良債権及び与信関係費用が増加したり、保有株式や金融商品等において売却損や評価損が生じること等により、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

風説・風評の発生による悪影響

当行及び当グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当行及び当グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当行及び当グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当行及び当グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況は以下のとおりと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1. 経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

[総論]

連結業務純益

- ・当連結会計年度の連結粗利益は前連結会計年度比128億円増加し、1,667億円となりました。
- ・営業経費は前連結会計年度比11億円減少し、1,004億円となりました。
- ・これらの結果、連結業務純益は、前連結会計年度比98億円増加し、578億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

- ・与信関係費用は、12億円の費用計上となりました。
- ・株式等関係損益は、前連結会計年度比159億円減少し、44億円の利益となりました。
- ・これらの結果、経常利益は、前連結会計年度比42億円減少し、592億円となりました。
- ・特別損益は、前連結会計年度比23億円増加し、2億円の利益となりました。
- ・税金関係費用は、前連結会計年度比39億円増加の172億円（損失）となりました。
- ・以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比60億円減少し、415億円となりました。

重要な会計上の見積り

当行は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて財務諸表を作成しております。一部の会計基準は、経営者が重要な会計上の見積りを行うことが必要であり、本質的に不確定で変化しやすい事項に対するものも含む、複雑で主観的な判断及び推計を行っております。そのような見積りは財務諸表作成日に利用可能な資料を基礎としており、会計期間によって見積りが異なることもあります。前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、見積りと将来の実績が異なることもあります。

当行及び連結子会社の財政状態又は経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積り及び判断が必要となる項目は以下のとおりです。

・自己査定及び償却・引当

当行グループは、国内外に多様な業種の与信先を有し、国内外の景気動向、特定の業界における経営環境の変化、不動産等の資産価格下落等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等によって、与信関係費用の増加による追加損失が発生する可能性があります。

当行グループは、与信先への内部格付の付与及びキャッシュ・フロー見積法に使用する将来キャッシュ・フローの見積り等に基づいて貸倒引当金を計上しており、また、外部環境等の変化により過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合には、将来見込み等を勘案した貸倒引当金計上額の必要な修正を行っております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい業種・債務者属性を特定し、債務者ごとの事業環境が回復するのに要する期間及び本邦GDP成長率の予測等の仮定をもとに予想損失額を見積り、貸倒引当金を計上しております。

・金融商品の時価評価

当行グループは、銀行業における資金運用及び一部トレーディング業務のために様々な種類の金融商品を保有しており、その多くは時価をもって貸借対照表価額とし計上しております。時価で評価される金融商品には、株式、債券などの有価証券、及び金利、通貨、株式、クレジットなどのデリバティブ取引が含まれ、流動性が低く市場価格がない金融商品の一部は、経営者の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を持って時価としております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等として、時価評価モデルを設定し、価格決定変数として、デフォルト率、回収率、ボラティリティなどを使用する場合があります。そのため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる可能性があります。

・退職給付に係る資産及び負債

当行及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度や退職一時金制度を設けております。退職給付費用及び債務は、死亡率、退職率、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、予定昇給率など、いくつかの年金数理上の仮定に基づいて計算されております。

割引率には、期末時点における退職給付の支払見込期間ごとに設定された長期国債利回り及び優良社債利回りの平均値を使用しており、測定日ごとに再評価しております。各資産の期待運用収益率は、主に過去の実績と市場環境を含む経済の長期的な見通しの様々な側面に基づいております。

採用した前提条件が適切であると考えておりますが、実際の結果との差異や前提条件の変更が、将来の退職給付費用及び債務に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 経営成績の分析

[損益の状況]

前連結会計年度及び当連結会計年度における損益状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
連結粗利益	1,539	1,667	128
資金利益	270	252	18
信託報酬	549	591	41
うち信託勘定与信関係費用	-	-	-
役務取引等利益	680	679	0
特定取引利益	15	15	0
その他業務利益	22	128	106
営業経費	1,015	1,004	11
不良債権処理額 (含 : 一般貸倒引当金純繰入額)	5	15	10
貸倒引当金戻入益等	-	2	2
株式等関係損益	203	44	159
持分法による投資損益	0	0	0
その他	87	102	14
経常利益 (+ + + + +)	635	592	42
特別損益	21	2	23
税金等調整前当期純利益 (+)	613	594	18
税金関係費用	132	172	39
当期純利益 (+)	480	422	58
非支配株主に帰属する当期純損益	5	7	2
親会社株主に帰属する当期純利益 (+)	475	415	60

包括利益	245	98	147
------	-----	----	-----

与信関係費用 (' + +)	5	12	7
------------------	---	----	---

(注) 費用項目は 表記しております。

(参考) 連結業務純益	479	578	98
(参考) 連結業務純益 + ETF関係損益	508	572	63

* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) + 持分法による投資損益等連結調整

連結粗利益

連結粗利益は前連結会計年度比128億円増加し1,667億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

(資金利益)

資金利益は、前連結会計年度比18億円減少し252億円となりました。

(信託報酬)

信託報酬は、前連結会計年度比41億円増加し591億円となりました。

(役務取引等利益)

役務取引等利益は、前連結会計年度比ほぼ横ばいの679億円となりました。

(特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、前連結会計年度比ほぼ横ばいの15億円となりました。その他業務利益は、国債等債券売却益の増加等により、前連結会計年度比106億円増加し128億円となりました。

営業経費

営業経費は、前連結会計年度比11億円減少し1,004億円となりました。

不良債権処理額及び 貸倒引当金戻入益等 (与信関係費用)

与信関係費用 (含む不良債権処理額及び貸倒引当金戻入益等) は、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(金融庁 令和元年12月18日)の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を反映して貸倒引当金をフォワード・ルッキングに計上したこと等により、前連結会計年度比7億円増加し12億円となりました。

株式等関係損益

株式等関係損益は、株式等売却益の減少等により、前連結会計年度比159億円減少し44億円の利益となりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、0億円の利益となりました。

その他

その他は、102億円の損失となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度比42億円減少し592億円となりました。

特別損益

特別損益は、2億円の利益となりました。

税金等調整前当期純利益

以上の結果、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度比18億円減少し594億円となりました。

税金関係費用

税金関係費用は、172億円(損失)となりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は、前連結会計年度比58億円減少し422億円となりました。

非支配株主に帰属する当期純損益

非支配株主に帰属する当期純損益(利益)は、前連結会計年度比2億円増加し、7億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益 (包括利益)

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比60億円減少し415億円となりました。また、包括利益は、前連結会計年度比147億円減少し98億円の利益となりました。

資金運用 / 調達状況

種類	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)			当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		
	平均残高 (億円)	利息 (億円)	利回り (%)	平均残高 (億円)	利息 (億円)	利回り (%)
資金運用勘定	63,727	440	0.69	62,804	392	0.62
うち貸出金	33,461	266	0.79	33,649	246	0.73
うち有価証券	9,026	143	1.59	7,851	117	1.49
うちコールローン及び買入手形	118	2	2.28	94	1	1.80
うち債券貸借取引支払保証金	3,192	0	0.00	2,837	0	0.01
うち預け金	16,677	25	0.15	17,090	25	0.15
資金調達勘定	68,594	169	0.24	66,935	140	0.20
うち預金	35,433	15	0.04	34,238	11	0.03
うち譲渡性預金	4,141	0	0.01	5,414	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	9,641	18	0.18	8,446	5	0.06
うち売現先勘定	266	8	3.26	82	2	3.50
うち債券貸借取引受入担保金	3,445	33	0.96	3,889	27	0.69
うち借入金	4,028	39	0.97	3,029	34	1.14

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

役務取引の状況

種類	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
役務取引等収益	1,018	1,034	16
うち信託関連業務	723	742	19
役務取引等費用	337	355	17

- 参考 -

損益状況（単体）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	比較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
業務粗利益	1,221	1,329	108
資金利益	263	238	25
信託報酬	549	591	41
うち信託勘定与信関係費用	-	-	-
役務取引等利益	369	355	13
特定取引利益	15	15	0
その他業務利益	22	128	105
経費（除：臨時処理分）	822	841	19
実質業務純益 （除：一般貸倒引当金純繰入額）	399	487	88
臨時損益等	154	9	145
うち不良債権処理額 （含：一般貸倒引当金純繰入額）	4	16	11
うち貸倒引当金戻入益等	-	2	2
うち株式等関係損益	203	41	162
経常利益	553	496	56
特別損益	21	2	23
当期純利益	390	353	36
与信関係費用	4	13	8

（注） 費用項目は 表記しております。

〔セグメント情報〕

当グループは、顧客セグメント別のカンパニー制を導入しており、これに伴って当行グループは報告セグメントを3つの部門に分類しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント情報の概要は、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第5経理の状況、1.連結財務諸表等、(1)連結財務諸表の(セグメント情報等)に記載しております。

報告セグメントごとの業務粗利益 + ETF関係損益及び業務純益 + ETF関係損益及び固定資産の金額に関する情報

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			比較		
	金額(億円)			金額(億円)			金額(億円)		
	業務粗利益 + ETF関係 損益	業務純益 + ETF関係 損益	固定 資産	業務粗利益 + ETF関係 損益	業務純益 + ETF関係 損益	固定 資産	業務粗利益 + ETF関係 損益	業務純益 + ETF関係 損益	固定 資産
リテール・事業法人部門	550	1	198	559	5	188	9	7	9
大企業・金融・公共法人部門	685	383	135	709	403	126	24	20	8
グローバルマーケット部門	163	106	39	211	152	36	48	46	2
その他	168	17	366	180	21	1,000	11	3	633
みずほ信託銀行(連結)	1,567	508	738	1,661	572	1,351	93	63	612

(注) 業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

各部門の2019年度の取り組み内容は次のとおりです。

(リテール・事業法人部門)

個人のお客さまには、一人ひとりの多様なゴール(目標や展望)に寄り添い、ライフステージに応じた「資産形成・運用」「資産承継」のコンサルティングを行うとともに、法人のお客さまには、成長戦略や事業承継等における経営課題の解決に向け、グループ機能を活用した最適なソリューションの提供等に取り組ましました。

(大企業・金融・公共法人部門)

社会・産業構造の変化を受けたお客さまニーズの変化を踏まえて、お客さまとの新たな関係の構築と価値共創の実現に向け、ビジネス機会創出に、多様な信託機能を発揮して取り組んでまいりました。

(グローバルマーケット部門)

A L M・投資業務においては、金融市場における不透明感が高まる中、予兆分析やヘッジ手段の高度化、投資分散の徹底により、金融市場の転換局面を的確に捉えたポートフォリオ運営高度化に努めてまいりました。また、安定的な資金調達を通じたお客さまのビジネスのサポートに努めてまいりました。

(2) 財政状態の分析

前連結会計年度及び当連結会計年度における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	75,796	72,044	3,751
うち有価証券	8,402	9,542	1,140
うち貸出金	33,372	33,535	163
負債の部	69,531	65,920	3,611
うち預金	33,391	31,519	1,871
うち譲渡性預金	5,661	6,647	986
純資産の部	6,264	6,124	140
株主資本合計	5,248	5,425	176
その他の包括利益累計額合計	979	656	322
非支配株主持分	36	42	5

〔資産の部〕

有価証券

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	8,402	9,542	1,140
国債	2,090	1,950	139
地方債	15	10	4
社債	717	831	114
株式	1,975	1,479	496
その他の証券	3,603	5,271	1,667

有価証券は、その他の証券が増加したこと等により、前連結会計年度末比1,140億円増加し、9,542億円となりました。

貸出金

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	33,372	33,535	163

- 参考 - (単体：銀行勘定 + 信託勘定)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	40,135	40,019	115
中小企業等貸出金 *	19,703	19,359	344
うち居住用住宅ローン	781	673	108

* 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

貸出金は3兆3,535億円と、前連結会計年度末比163億円増加しております。

また、当行単体の貸出金残高は4兆19億円と、前事業年度末比115億円減少しております。

当行単体の中小企業等貸出金残高は、前事業年度末比344億円減少し1兆9,359億円、うち居住用住宅ローンは同108億円減少し673億円となっております。

貸出金のうち連結ベースのリスク管理債権額（銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算）は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	0	0	0
延滞債権	64	43	21
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	18	18	0
合計	84	61	22

貸出金*	33,470	33,623	152
* 銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算			
貸出金に対する割合(%)	0.25	0.18	0.06

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、延滞債権の減少を主因に前連結会計年度末比22億円減少し、61億円となりました。

貸出金に対するリスク管理債権の割合は、0.18%となっております。

- 参考 - 資産の査定

当行は、銀行勘定及び信託勘定について資産の査定を行っております。

銀行勘定の資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

信託勘定の資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

区分及び各々の金額は、次のとおりです。

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3．要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

債権の区分	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
	銀行勘定	信託勘定	銀行勘定	信託勘定
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	-	4	-
危険債権	30	27	37	-
要管理債権	12	-	11	-
正常債権	33,703	70	33,791	87

国内・海外別業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	33,356	100.00	33,524	100.00
製造業	4,855	14.56	4,651	13.87
農業、林業	-	-	0	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	21	0.07	22	0.07
建設業	376	1.13	360	1.08
電気・ガス・熱供給・水道業	2,773	8.31	2,700	8.06
情報通信業	1,184	3.55	1,298	3.87
運輸業、郵便業	2,135	6.40	1,984	5.92
卸売業、小売業	1,733	5.20	1,476	4.41
金融業、保険業	3,056	9.16	3,051	9.10
不動産業	11,457	34.35	12,560	37.47
物品賃貸業	2,336	7.00	2,171	6.48
各種サービス業	571	1.71	559	1.67
地方公共団体	27	0.08	15	0.04
政府等	1,000	3.00	1,054	3.14
その他	1,826	5.48	1,616	4.82
海外及び特別国際金融取引勘定分	16	100.00	11	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	16	100.00	11	100.00
合計	33,372	—	33,535	—

（注）１．「国内」とは、当行（特別国際金融取引勘定分を除く）及び国内連結子会社であります。

２．「海外及び特別国際金融取引勘定分」とは、当行の特別国際金融取引勘定分及び海外連結子会社であります。

〔負債の部〕

預金

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	33,391	31,519	1,871
譲渡性預金	5,661	6,647	986

- 参考 - (単体)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金(国内)	32,438	30,962	1,476
個人	9,135	8,582	552
一般法人	13,732	14,099	366
金融機関・政府公金	9,570	8,280	1,290

* 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

* 「金融機関・政府公金」に区分していた残高の一部を「一般法人」に組替えて記載しております。

預金は、定期預金が減少したこと等により、前連結会計年度末比1,871億円減少し、3兆1,519億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比986億円増加し、6,647億円となりました。

なお、当行単体の預金者別預金残高は、個人が前事業年度末比552億円の減少、一般法人が同366億円の増加、金融機関・政府公金が同1,290億円の減少となっております。

〔純資産の部〕

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産の部合計	6,264	6,124	140
株主資本合計	5,248	5,425	176
資本金	2,473	2,473	-
資本剰余金	188	188	-
利益剰余金	2,586	2,763	176
その他の包括利益累計額合計	979	656	322
その他有価証券評価差額金	775	505	269
繰延ヘッジ損益	16	46	30
為替換算調整勘定	11	10	0
退職給付に係る調整累計額	207	185	21
非支配株主持分	36	42	5

当連結会計年度末の純資産の部合計は、前連結会計年度末比140億円減少し、6,124億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

利益剰余金は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により、前連結会計年度末比176億円増加し、2,763億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末比269億円減少し、505億円となりました。

(3) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用 / 受入状況 (信託財産残高表 / 連結)

資産				
科目	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	658,368	0.88	634,513	0.79
有価証券	181,657	0.24	130,890	0.16
信託受益権	58,391,675	78.07	63,240,425	78.35
受託有価証券	384,427	0.51	410,192	0.51
金銭債権	5,113,103	6.84	5,500,206	6.81
有形固定資産	7,506,801	10.04	8,319,291	10.31
無形固定資産	356,556	0.48	361,170	0.45
その他債権	606,826	0.81	580,858	0.72
銀行勘定貸	1,102,073	1.47	1,055,510	1.31
現金預け金	493,344	0.66	476,227	0.59
合計	74,794,835	100.00	80,709,287	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	22,197,075	29.68	24,065,825	29.82
年金信託	3,148,711	4.21	3,183,854	3.94
財産形成給付信託	4,558	0.00	4,692	0.01
投資信託	17,562,844	23.48	18,396,464	22.79
金銭信託以外の金銭の信託	1,700,809	2.27	1,829,192	2.27
有価証券の信託	12,495,611	16.71	14,009,829	17.36
金銭債権の信託	3,935,024	5.26	4,304,969	5.33
土地及びその定着物の信託	424,654	0.57	435,204	0.54
包括信託	13,320,209	17.81	14,473,878	17.93
その他の信託	5,335	0.01	5,375	0.01
合計	74,794,835	100.00	80,709,287	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 前連結会計年度286,630百万円、当連結会計年度279,436百万円。

貸出金残高の状況（業種別貸出状況）（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
電気・ガス・熱供給・水道業	982	0.15	982	0.15
情報通信業	250	0.04	250	0.04
金融業、保険業	155,634	23.64	214,262	33.77
不動産業、物品賃貸業	27,414	4.16	33,998	5.36
地方公共団体	6,086	0.92	5,552	0.88
その他	468,000	71.09	379,467	59.80
合計	658,368	100.00	634,513	100.00

有価証券残高の状況（末残・構成比）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国債	174,759	96.21	126,135	96.37
社債	2,001	1.10	2,001	1.53
株式	4,345	2.39	2,214	1.69
その他の証券	549	0.30	538	0.41
合計	181,657	100.00	130,890	100.00

元本補てん契約のある信託の運用／受入状況（末残）
金銭信託

科目	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	9,840	8,773
有価証券	2	1
その他	865,058	875,127
資産計	874,900	883,902
元本	874,777	883,781
債権償却準備金	30	27
その他	92	94
負債計	874,900	883,902

（注）１．信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

２．リスク管理債権の状況

前連結会計年度

貸出金9,840百万円のうち延滞債権額は2,770百万円であります。

当連結会計年度

貸出金8,773百万円のうち破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、該当ありません。

(4) 自己資本比率等に関する分析

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成31年金融庁告示第11号）に定められた算式に基づき、算出しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	比較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
連結総自己資本比率（ / ）	23.87%	23.74%	0.13%
連結Tier 1 比率（ / ）	23.70%	23.66%	0.04%
連結普通株式等Tier 1 比率（ / ）	23.67%	23.64%	0.03%
連結における総自己資本の額	5,046	4,908	137
連結におけるTier 1 資本の額	5,009	4,892	117
連結における普通株式等Tier 1 資本の額	5,004	4,887	116
リスク・アセットの額	21,134	20,673	461
連結総所要自己資本額	1,690	1,653	36

連結レバレッジ比率（国際統一基準）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	比較
連結レバレッジ比率	6.55%	6.79%	0.24%

総自己資本の額は、前連結会計年度末比137億円減少し、4,908億円となりました。一方、リスク・アセットの額は、前連結会計年度末比461億円減少し、2兆673億円となりました。この結果、連結総自己資本比率は前連結会計年度末比0.13ポイント低下し、23.74%となりました。

また、連結レバレッジ比率は前連結会計年度末比0.24ポイント上昇し、6.79%となりました。

(5) キャッシュ・フローの状況

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,728	5,004	9,733
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,399	1,279	3,679
財務活動によるキャッシュ・フロー	237	238	0

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金やコールマネー等の減少等により5,004億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得、売却及び償還等の結果1,279億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いにより238億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比6,523億円減少しましたが、1兆7,710億円と十分な流動性を確保しております。

2. 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2019年12月に株式会社みずほフィナンシャルグループが所有する土地（信託受益権）等を一部取得したほか、トラストラウンジ移転工事、経年劣化に伴う設備更新を実施しました。

その結果、当連結会計年度の設備投資額は、約679億円となりました。

なお、内部管理上、当行に係る固定資産は3つの部門全てに配賦しております。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2020年3月31日現在

	会社名	店舗名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産等	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	-	本店 ほか35拠点	東京地区	店舗・ 事務所	2,700.61	56,748	2,777	1,929	61,454	2,557
		横浜支店 ほか15拠点	関東地区（除 く東京地区）	店舗・ 事務所	2,309.83	1,623	1,255	101	2,980	285
		札幌支店	北海道地区	店舗	-	-	3	1	4	41
		仙台支店	東北地区	店舗	-	-	76	8	84	38
		新潟支店 ほか1店	北陸・甲信越 地区	店舗	538.75	346	720	31	1,098	55
		名古屋支店 ほか2店	東海地区	店舗	-	-	33	17	50	83
		大阪支店 ほか3店	大阪地区	店舗	-	-	350	23	373	164
		神戸支店 ほか1店	近畿地区（除 く大阪地区）	店舗	-	-	112	16	129	63
		大阪支店 高松営業部	四国地区	店舗	-	-	8	2	10	5
		広島支店 ほか1店	中国地区	店舗	-	-	126	14	141	55
		福岡支店 ほか2店	九州・沖縄 地区	店舗	-	-	105	14	120	78
		川崎ハイツ ほか14ヶ所	関東地区ほか	寮・社 宅・厚生 施設	16,995.40	7,004	2,647	7	9,659	-

(その他)

2020年3月31日現在

	会社名	店舗名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産等	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
国内連 結子会 社	みずほ不動産 販売株式会社 ほか8社	本社ほか	東京地区ほか	店舗・ 事務所	4,052.00	1,022	1,308	842	3,173	1,431
海外連 結子会 社	Mizuho Trust & Banking Co. (Luxembourg) ほか1社	本社	欧州	事務所	-	-	-	23	23	144

(注) 1. 年間賃借料は建物を含め7,483百万円（税抜）であります。

2. 動産等には、リース資産を含めて記載しております。

そのうち動産は、事務機械947百万円、その他1,780百万円であります。

3. 内部管理上、当行に係る固定資産は3つの部門全てに配賦しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,699,086,424
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,854,803,547

(注) 当行定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,914,784,269	同左	-	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式 (注)1.
第一回第一種 優先株式 (注)2.	155,717,123	同左	-	(注)1. (注)3. (注)4.
第二回第三種 優先株式 (注)2.	800,000,000	同左	-	(注)1. (注)5. (注)6.
計	8,870,501,392	同左	-	-

(注)1. 当行の株式は、定款において単元株式数の定めは無く、全部の種類の株式のいずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を要する旨を定めております。

2. 第一回第一種優先株式および第二回第三種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第一回第一種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準および頻度

) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

) 修正の頻度

1年に1度(2000年7月1日以降2018年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ) 取得比率の上限

6.098

- (2) 第一回第一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

- (3) 当行の株券の売買に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

4. 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

1999年7月1日から2019年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当行が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、2000年7月1日以降2018年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(二)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(二)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は下記(二)に準じて調整される。

(二) 取得比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する（以下「調整後取得比率」という。）。

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当行は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当行は、優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は同順位とする。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

5. 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第二回第三種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準および頻度

) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150 \text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

) 修正の頻度

1年に1度（2003年7月1日以降2018年7月1日までの毎年7月1日）

(ハ) 取得比率の上限

3.311

(2) 第二回第三種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当行の株券の売買に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

6. 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

2002年7月1日から2019年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、2002年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、2003年7月1日以降2018年7月1日まで毎年7月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により算出される取得比率（以下「修正後取得比率」という。）に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(二)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は下記(二)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率（ただし、下記(二)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。）を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(二) 取得比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率（上限取得比率を含む。）を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当行は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当行は、優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は同順位とする。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第150期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	155,717,123
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	949,563,016
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	(注)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 2012年2月23日付で優先株主からの取得請求に基き、第一回第一種優先株式数に対して取得比率6.098で算出された普通株式数を交付しています。

第二回第三種優先株式

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第150期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	800,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,938,400,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	(注)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 2012年2月23日付で優先株主からの取得請求に基き、第二回第三種優先株式数に対して取得比率2.423で算出された普通株式数を交付しています。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2011年4月1日～ 2012年3月31日 (注)1.～(注)3.	普通株式 2,888,567,440 優先株式 -	普通株式 7,914,784,269 優先株式 955,717,123	66	247,369	66	15,505

(注)1. 2011年4月1日から2012年3月31日までに、新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式総数が1,518,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ66,012千円ずつ増加しております。

2. 2011年9月1日付で普通株式913,576株を消却し、普通株式の発行済株式総数が913,576株減少しております。

3. 2012年2月23日付で優先株主からの取得請求に基づき、第一回第一種および第二回第三種の各種優先株式全株合計955,717,123株を取得し、それと引換えに普通株式2,887,963,016株を交付しております。これにより、普通株式の発行済株式総数は2,887,963,016株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 （株）	-	-	-	7,914,784,269	-	-	-	7,914,784,269	-
所有株式数の 割合（％）	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

第一回第一種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数 （株）	-	-	-	-	-	-	155,717,123	155,717,123	-
所有株式数の 割合（％）	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

(注) 自己株式155,717,123株は、「個人その他」に記載しております。

第二回第三種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数 （株）	-	-	-	-	-	-	800,000,000	800,000,000	-
所有株式数の 割合（％）	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

(注) 自己株式800,000,000株は、「個人その他」に記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャル グループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	7,914,784,269	100.00
計	-	7,914,784,269	100.00

(注) 当行は、自己株式として第一回第一種優先株式155,717,123株および第二回第三種優先株式800,000,000株の計955,717,123株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャル グループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	7,914,784,269	100.00
計	-	7,914,784,269	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 955,717,123	-	優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。(注)1.
第一回第一種優先株式	155,717,123	-	
第二回第三種優先株式	800,000,000	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,914,784,269	7,914,784,269	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(注)1.
単元未満株式	-	-	(注)2.
発行済株式総数	8,870,501,392	-	-
総株主の議決権	-	7,914,784,269	-

(注)1. 当行定款第7条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当会社の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

2. 上記の各種類の株式について、単元株式数の定めはありません。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 「発行済株式」の議決権制限株式および完全議決権株式の区分としての自己株式等について該当事項はありません。このほか無議決権株式の区分において、各種優先株式955,717,123株を自己株式として所有しています。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	955,717,123	-	955,717,123	-

(注) 上記の保有自己株式数はいずれも、第一回第一種優先株式155,717,123株、第二回第三種優先株式800,000,000株を合計したものであります。

3【配当政策】

当行は、信託銀行としての公共性を十分に認識し、財務の健全性を確保する観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案の上、株主への利益還元を行うことを基本方針としております。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式の配当金につきましては、期末配当として年1回、1株につき2円63銭(年間)といたしました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来の事業発展のための原資として活用して参ります。

なお、定款に従い、剰余金の配当を、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることとしております。

また、当行定款第46条に「当会社の配当金の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする(本定款において、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という。)」旨規定しております。

(注) 当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年5月14日 取締役会	普通株式	20,815	2.63

また、当行は銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、みずほの企業活動の根幹をなす考え方として、基本理念・ビジョン・みずほValueから構成される『みずほの企業理念』を制定しております。なお、『みずほの企業理念』の内容につきましては、有価証券報告書「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご覧ください。

『みずほの企業理念』のもと、経営の基本方針及びそれに基づく当グループ全体の戦略を株式会社みずほフィナンシャルグループが立案し、グループ各社が一丸となってその戦略を推進することで、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営を行うとともに、企業の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献していくことによって、社会的役割・使命を全うしてまいります。

当行は、社外取締役等の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、スピード経営の実践に努め、引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指してまいります。

なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、同社の経営管理を受けております。

会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、銀行・信託・証券・アセットマネジメント・リサーチ&コンサルティングにわたるグループ横断的なビジネス戦略推進単位毎に、持株会社が戦略・施策や業務計画の策定を行うことで、お客さまニーズへの適応力強化を一段と進め、企業価値の極大化に取り組んでおります。

社外取締役が過半を占める監査等委員会が、取締役の職務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使することで、経営に対するモニタリング機能を強化し、監査・監督の実効性を向上させます。また、個別の業務執行に係る決定権限を、取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任することで、意思決定の迅速化を図るとともに、特に重要性の高い事項について取締役会の審議の充実を図っております。

(取締役及び取締役会)

当行の取締役会は、9名の取締役にて構成され、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割としております。

当行は、取締役会の監督機能強化のため、コーポレート・ガバナンス等の専門的知見や経験が豊富な社外取締役3名を招聘しております。当該社外取締役は、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営から独立した立場で必要な助言を適宜行っており、当行取締役会の意思決定機能や経営の監督機能の向上が図れております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成しております。監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、当行及び当行子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、監査報告の作成を行っております。

(業務執行)

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、当行の業務執行全般を統括しております。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、取締役会で決議することを要する事項等、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会を設置、必要の都度開催し、全行的な諸問題について総合的に審議を行っております。

< 経営政策委員会 >

○BSリスクマネジメント委員会

ポートフォリオの運営方針や、その運営方針に基づく具体的施策、ALMに係る基本方針、ALM運営・リスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理等に関する審議・調整及びモニタリング等を行っております。

○IT戦略推進委員会

IT戦略の基本方針や、IT関連投資計画、IT関連投資案件の開発計画、IT関連投資案件のリリース等に関する審議・調整及びIT関連投資案件の進捗管理や投資効果の評価等を行っております。

○新商品委員会

当行の商品戦略や、新商品の開発・販売及び新規業務への取組みに関するビジネスプラン、各種リスク及びコンプライアンスの評価に関する審議・調整、並びに新商品・サービスの開発・販売状況の管理等を行っております。

○クレジット委員会

重要な個別与信案件、大口与信先等の年間与信方針、重要な債権管理上の措置に関する審議・調整を行っております。

○コンプライアンス委員会

外部の専門家(弁護士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンス(反社会的勢力への対応を含む)や事故処理、お客さま保護等管理、情報管理等に関する審議・調整を行っております。

○オペレーショナルリスク管理委員会

オペレーショナルリスク管理の基本方針や、リスク削減のための計画の策定に関する審議・調整及びオペレーショナルリスクのモニタリング等を行っております。

○信託業務委員会

信託業務の管理態勢に係る重要な事項や、重要な個別受託案件に関する審議・調整及び信託業務のリスクモニタリング等を行っております。

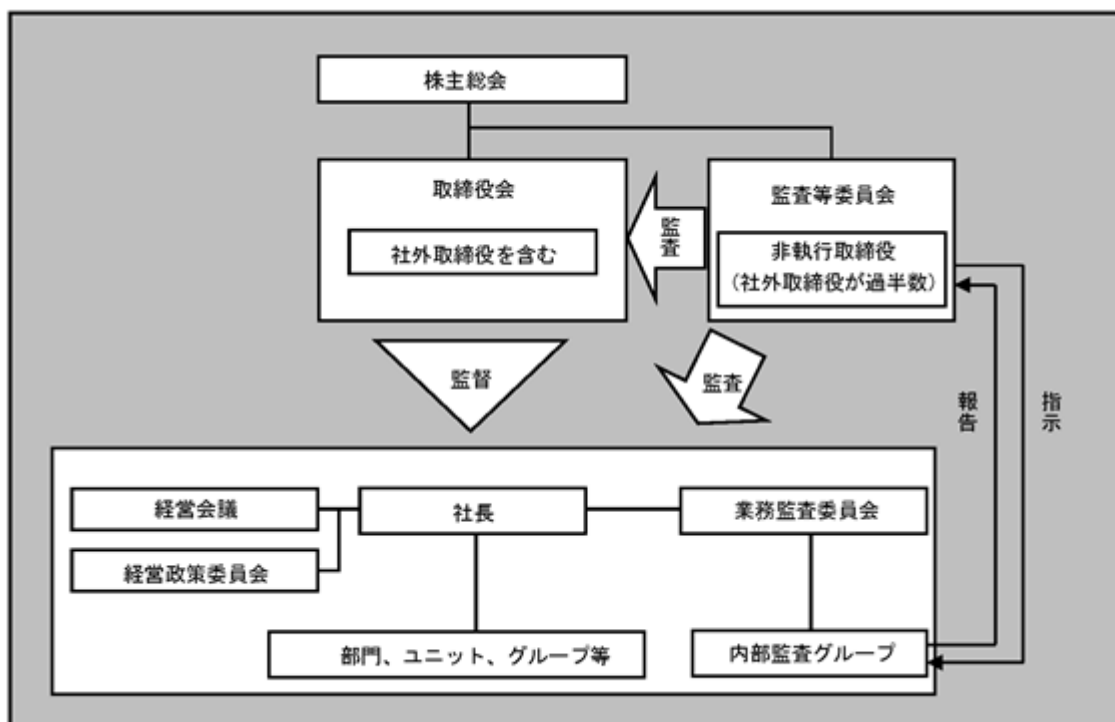
(内部監査グループ等)

当行は、社長が委員長を務める業務監査委員会を設置しております。

業務監査委員会は、取締役会で定める基本方針に基づき、内部監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決議事項及び重要報告事項は、監査等委員会及び取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査グループを被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

< 当行のコーポレート・ガバナンス体制 >



取締役の定数

当行の取締役は、20名以内とし、その内監査等委員である取締役は、7名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、監査等委員でない取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、監査等委員である取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨、定款に定めております。これは、株主への利益還元や将来の資本政策の機動的な遂行を可能とするものであります。

株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況)

社外取締役を含む各取締役は、取締役会において、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告を定期的に受けること等により、各種管理の状況を監督しております。

監査等委員会は、取締役等の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行うとともに、当行及び当行子会社における内部統制システムの構築及び運営を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて職務を遂行し、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査等委員は、役員や各部門、ユニット、グループ又は子会社の経営レベルの監査について直接実施します。

当行では、パーゼル銀行監督委員会が公表している『銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則』において示されている「3つの防衛線」の考え方に則り、部門、ユニット等における自律的統制(1線)に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等(2線)にて牽制機能を確保するとともに、1線、2線から独立した業務監査委員会のもとで内部監査グループに属する内部監査所管部署が、部門、ユニット等ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施(3線)することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、との基本方針を定めております。

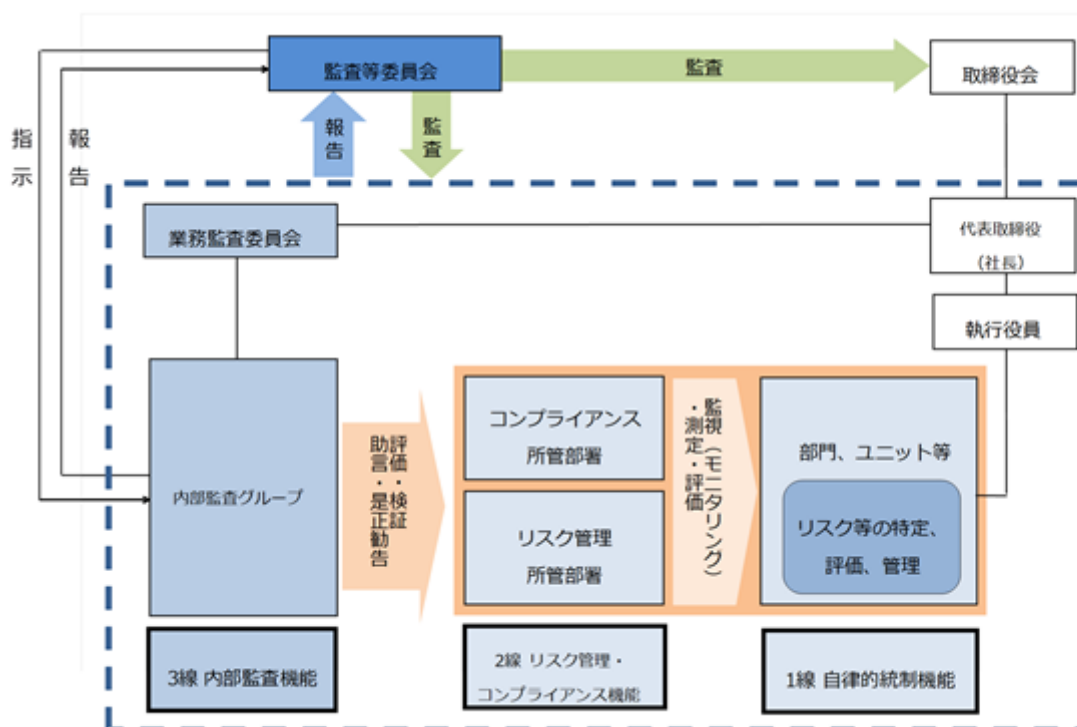
反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力しております。

当行は、反社会的勢力との関係遮断に係る統括部署を設置し、反社会的勢力との関係遮断に専門的・集中的に取り組むとともに、先進的なトピックスにもスピード感をもって対応しております。

また、株式会社みずほフィナンシャルグループに設置された「グループ反社取引排除部会」に参画し、反社会的勢力との関係遮断にグループベースで取り組んでおり、部会での議論を踏まえ、当行のコンプライアンス委員会における審議・報告を行っております。

なお、当行は、不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備にも努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対処しております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(業務の適正を確保するための体制)

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2019年4月23日開催の取締役会において決議した体制の運用状況等を検証し、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、2020年4月20日開催の取締役会で見直しの決議をしております。

2020年4月20日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の概要は以下のとおりであります。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室の設置	監査等委員会の職務の補助に関する事項及び監査等委員会事務局に関する事項を所管する監査等委員会室を設置し、監査等委員の指示に従う監査等委員会室長がその業務を統括する。
------------	--

上記を「監査等委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会の事前同意	監査等委員会職務の補助に関する事項を所管する監査等委員会室の予算の策定、同室の組織変更及び同室に所属する使用人に係る人事については、監査等委員会の事前の同意を得る。
体制の十分性、独立性の確保	監査等委員会は監査等の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性及び補助使用人等の業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」にて、規定している。

3. 当行の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

イ. 当行の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当行役職員の監査等委員会への出席	監査等委員会は、必要に応じ、当行の役職員を監査等委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当行の役職員は、監査等委員会の要求があったときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明を行う。
内部監査グループとの連携	監査等委員会は、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する報告を受け、必要に応じて調査を求める。
	監査等委員会は、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行い、内部監査グループは当該調査に応じ具体的な指示を受けるなど、内部監査グループと日常的かつ機動的な連携を行う。

上記を含め、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」「内部監査の基本方針」等にて、「当行の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制」を規定している。

ロ．当行の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

子会社等の役職員の監査等委員会への出席	監査等委員会は、子会社等の役職員を監査等委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当行子会社等の役職員は、監査等委員会の要求があったときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求める事項について説明を行う。
子会社等の管理状況の報告等	監査等委員会及び監査等委員は、当行の取締役等から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査等委員会及び監査等委員は、取締役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務及び財産の状況を調査する。

上記を含め、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」等にて、「当行の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制」を規定している。

4．監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

不利益取扱いの禁止	社員等が、法律違反や服務規律違反などコンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置している。コンプライアンス・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面で不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応している。
	監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当行の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

5．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

費用負担	監査等委員会または監査等委員は、監査等委員会の職務の執行に関し、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当行に請求する。また、当行はその費用を負担する。
------	---

上記を「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」にて規定している。

6．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員の選定	監査等委員会は常勤の監査等委員を置く。
会計監査人・外部専門家等の監査等委員会への出席	監査等委員会は、必要に応じ、会計監査人及び外部専門家等を監査等委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。会計監査人は、監査等委員会の要求があったときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明を行う。
会計監査人・子会社等の監査役との連携	監査等委員会及び監査等委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、親会社の監査委員会及び子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」等にて、「その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

7．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存期限等	経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。
情報管理	社長は、当行の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査等委員会、経営会議及び社長に報告を行う。 情報管理を徹底するための具体的実践計画を原則として年度毎に策定し、定期的にフォローアップする。
経営政策委員会	情報管理に関する全行的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティスタンダード」等にて、「当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」を規定している。

8．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総合リスク管理	「総合リスク管理の基本方針」において、当行及び当行が経営管理を行う会社等の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。 「総合リスク管理の基本方針」において、各種リスクの定義、リスクの区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。 社長は、当行の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査等委員会、経営会議及び社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。
経営政策委員会	市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、BSリスクマネジメント委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。
事業継続管理	「事業継続管理の基本方針」において、当行及び当行が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応及び事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。 「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生時のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組み及び緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。 事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「信託業務リスク管理に関する規程」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

9．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

分掌業務・決裁権限等	取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当行全体として取締役の職務執行の効率性を確保する。
------------	--

上記を含め、「取締役会規程」「経営会議規程」「経営政策委員会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等にて、「当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

10. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「みずほの企業行動規範」	みずほ として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『 みずほ の企業理念』を実践していく上で、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営及び業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。
コンプライアンス	コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度毎に策定し、定期的実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットラインを設置する。 社長は、当行のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般（内部通報制度としてのコンプライアンス・ホットラインを含む）に係る企画、立案及び推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査等委員会、経営会議及び社長に報告を行う。
反社会的勢力との関係遮断	反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。
経営政策委員会	コンプライアンス統括及び反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

11. 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社による経営管理	当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、親会社が定める「グループ経営管理規程」、「『カンパニー制』の運営に関する規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項及び各カンパニー・ユニット戦略に影響を及ぼす事項等について、事前に親会社の承認を得ることとし、また、それに準ずる事項については、報告を行う。 当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが定める「子会社等の経営管理に関する基準」及び当行が同基準に則って作成する「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社から経営上の基本的事項等について承認申請・報告等を受けることにより、経営管理を行う。
子会社の経営管理	取締役会は、必要に応じ、当行の子会社等の役職員を取締役会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当行の子会社等の役職員は、取締役会の要請があったときは、取締役会に出席し、取締役会が求めた事項について説明を行う。 当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが定める「子会社等の経営管理に関する基準」及び当行が同基準に則って作成する「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社から経営の基本的事項等について承認申請・報告等を受けることにより、経営管理を行う。

上記を含め、「グループ経営管理契約」「子会社等経営管理規程」等にて、「当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

イ．当行の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

子会社等からの承認申請・報告	当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが定める「子会社等の経営管理に関する基準」及び当行が同基準に則って作成する「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等から承認申請・報告等を受ける事項を規定する。
	リスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、正確かつ的確な報告等を当行が経営管理を行う会社等に行わせ、または必要な承認申請等の手続をとらせる。

上記を含め、「子会社等経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当行の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制」を規定している。

ロ．当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する承認申請・報告	当行は、「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等のリスク管理について、各種リスク管理に関する基本方針等に則り、正確かつ的確な報告等を行わせ、または必要な承認申請等の手続を取らせる。
	当行は当行グループのリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、当行グループ各社の保有するリスク等の規模・態様に応じて適切な総合リスク管理・事業継続管理を行う。
	当行は、当行が経営管理を行う会社等からの報告等に基づいてリスク管理・事業継続管理の状況等の把握を行い、必要に応じて適切な対応を行う。

上記を含め、「子会社等経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

ハ．当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社等からの承認申請	当行は「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等の経営上の基本的事項について、当該会社から承認申請を受ける。
-------------	---

上記を含め、「子会社等経営管理規程」等にて、「当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

ニ．当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する承認申請・報告	当行では、「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等のコンプライアンス管理について、コンプライアンス管理に関する基本方針等に則り、正確かつ的確な報告等を行わせ、または必要な承認申請等の手続を取らせる。
	当行は当行が経営管理を行う会社等が適切なコンプライアンス態勢を構築するよう、一元的に把握・管理する。
	当行は、当行が経営管理を行う会社等からの報告等に基づいてコンプライアンスの遵守状況の把握を行い、必要に応じて適切な対応を行う。

上記を含め、「子会社等経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

2019年4月23日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の運用状況の概要

（１）内部統制システム全般

- ・2019年4月23日開催の取締役会において決議した当行の「内部統制システム」の運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、2020年4月20日開催の取締役会において決議しております。

（２）リスク管理体制

- ・リスク区分毎にリスクキャピタルを配賦し、リスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行及び当行グループ全体として保有するリスクが資本金等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためのリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等に報告しております。
- ・市場リスク・流動性リスク等に関する全社的諸問題については、BSリスクマネジメント委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整し、定期的及び必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- ・事業継続管理態勢の維持・向上を図るべく、グループ整備方針に基づき年度整備計画を策定し、経営会議において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに取締役会等に報告しております。また、グループ共同訓練・研修等を通じて事業継続管理態勢の実効性の向上に取り組んでおります。
- ・「カンパニー制」導入とあわせて、３つの防衛線における１線の自律的統制機能を強化し、部門、ユニット等が自ら業務遂行に伴うリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に運営する体制を構築しております。

（３）コンプライアンス体制

- ・コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践しております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取組みに注力しております。
- ・コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項等について、コンプライアンス委員会等にて審議・調整を実施し、定期的及び必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

（４）取締役の職務執行

- ・当行は社外取締役が重要な役割を果たし、監督機能の高度化と意思決定の妥当性・公正性・迅速性の確保を図っていくことで、企業集団の内部統制システムを強化することが可能である監査等委員会設置会社に移行しております。
- ・取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会を設置し、当行全体として取締役の職務執行の効率性を確保しております。

（５）グループ経営管理体制

- ・当行は、「みずほの企業行動規範」を採択し、グループ共通の『みずほ 企業理念』の下、親会社による直接経営管理を受けるとともに、子会社等に対し、当行が経営管理を行う体制を整備することで、グループ経営管理の一体性を確保しております。
- ・「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社の経営上の基本的事項等について、当該会社から承認申請・報告を受けております。
- ・当行は、各種リスク管理、コンプライアンス、内部監査体制を整備し、当行のグループ会社からリスクの状況、コンプライアンス・プログラム又はこれに準ずる業務計画の策定及び進捗・達成状況、内部監査等について定期的又は都度、報告を受け、取締役会等に報告するとともに、当行のグループ会社に対してリスク管理、コンプライアンス、内部監査に関する適切な指示を行っております。
- ・親会社が定める「グループ経営管理規程」、「『カンパニー制』の運営に関する規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項及び親会社が定める各カンパニー・ユニット戦略に影響を及ぼす事項等について、事前に親会社の承認を得ることとし、それに準ずる事項については、報告を行う体制としております。

(6) 監査等委員会の職務執行

- ・監査等委員会は、取締役会その他重要な会議への出席や関係資料の閲覧、取締役及び使用人等からの報告聴取等により、当行の業務及び財産の状況ならびに当行の子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、調査しております。
- ・また監査等委員会は、内部監査グループ、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ等から内部統制に関する事項について定期的に報告を受け、意見交換等を実施し、有効性について確認のうえ、「内部統制システム」の年1回見直しに係る取締役会への付議に同意しております。
- ・特に、内部監査グループについては、内部監査グループ長を監査等委員会に出席させ、定期的の子会社等を含めた内部監査の状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を行っております。また、内部監査基本計画及び内部監査グループの予算、内部監査グループ長の委嘱、内部監査グループにおける部長の人事について、監査等委員会の同意事項としております。
- ・さらに、子会社等の監査役との緊密な連携を図るため、定期的に連絡会を実施しております。
- ・会計監査人についても定期的に監査等委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について議論を行っております。
- ・社内及び外部の法律事務所にコンプライアンス・ホットラインを設置し、当行が経営管理を行う会社を含む社員等がコンプライアンス上の問題につき直接通報できるようにしており、通報内容は常勤監査等委員に報告されています。なお、社内研修や規程類のイントラネット等への掲載により、コンプライアンス・ホットラインを通じた監査等委員会への報告者に対する不利な取扱い禁止の周知を図っております。
- ・監査等委員会の職務を補助する専任部署として監査等委員会室を設置し、業務執行者の指揮命令に服さない使用人を配置しております。また、同室に所属する使用人の業務執行者からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事及び同室の予算の策定や組織変更については監査等委員会による事前同意を行っております。

社外取締役との責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結しております。

種類株式の議決権

当行の優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の株主総会又は当行定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合は除く）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の株主総会又は当行定款の規定に基づく取締役会の決議がある時までは議決権を有する。」旨定款に規定しております。第一種及び第三種から第六種までの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関して普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。（なお、当行が発行している優先株式は、第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式であり、第四種から第六種までの優先株式は発行しておりません）

役員報酬の内容

当行の役員区分ごとの報酬額は、以下のとおりであります。

役員区分	対象となる役員の員数 (人)	金額(百万円)
監査等委員以外の取締役(社外取締役を除く)	9	133
監査等委員である取締役(社外取締役を除く)	3	45
社外役員	6	66

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

略歴の記載における用語の定義は、以下の通りであります。

F G : 株式会社みずほフィナンシャルグループ、 B K : 株式会社みずほ銀行、

C B : 株式会社みずほコーポレート銀行、 S C : みずほ証券株式会社

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	梅田 圭	1966年 1月7日生	2015年4月 当行 不動産ソリューション営業部長 (2016年4月より執行役員) 2018年10月 当行 常務執行役員 グローバルプロダクツユニット共同ユニット長 兼 不動産本部長 兼 不動産ソリューション営業部長 2019年4月 当行 常務執行役員 グローバルプロダクツユニット共同ユニット長 兼 不動産本部長 2020年4月 当行 取締役社長 (現職)	2020年4月 から1年 (注) 2	-
専務取締役 (代表取締役) リテール・事業 法人部門長 兼 企画グループ特 定業務担当役員 兼 財務・主計 グループ特定業 務担当役員	眞武 伸哉	1966年 11月15日生	2014年4月 当行 経営企画部長 (2017年4月より執行役員) 2018年4月 当行 執行役員 信託総合営業第一部長 2019年4月 当行 執行役員 リテール・事業法人部門副部門長 2020年4月 F G 常務執行役員 特命事項担当役員 兼 リテール・事業法人カンパニー副担当役員 (現職) 当行 専務取締役 リテール・事業法人部門長 兼 企画グループ特定業務担当役員 兼 財務・主計グループ特定業務担当役員 (現職)	2020年4月 から1年 (注) 2	-
取締役	坂井 辰史	1959年 8月27日生	2011年4月 C B 執行役員 企画グループ統括役員付シニアコーポレート オフィサー 2012年4月 F G 執行役員 グループ企画部長 2013年4月 F G 常務執行役員 投資銀行ユニット長 2014年4月 F G 常務執行役員 国際ユニット長 (2015年4月より執行役 常務) 2016年4月 S C 取締役社長 2018年4月 F G 執行役社長 (グループCEO) (2018年6月より取締役 兼 執行役社長) (現職) B K 取締役 (現職) 当行 取締役 (現職) S C 取締役 (現職)	2020年6月 から1年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	岡部 俊胤	1956年 5月2日生	2008年4月 F G 執行役員 秘書室長 2009年4月 B K 常務執行役員 2012年4月 B K 常務執行役員 リテールバンキングユニット長 2013年4月 F G 副社長執行役員 個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副社長 B K 取締役副頭取 個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副頭取 兼 内部監査部門長(2014年4月まで) 2013年6月 F G 取締役副社長 個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副社長 2013年9月 F G 取締役副社長 個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副社長 兼 コンプライアンス統括グループ長 2014年4月 F G 取締役副社長 国内営業戦略・経営管理統括副社長 2014年6月 F G 執行役員副社長 国内営業戦略・経営管理統括 2015年4月 F G 執行役員副社長 国内営業戦略・経営管理統括、重点戦略統括 2015年7月 F G 執行役員副社長 国内営業戦略・経営管理統括、重点戦略統括、インキュベーションP T担当役員 2016年4月 F G 執行役員副社長 リテール・事業法人カンパニー長 2019年4月 F G 副会長執行役員 特命事項担当役員(現職) 2019年6月 B K 取締役(監査等委員)(現職) 2020年4月 当行 取締役(現職) S C 取締役(現職)	2020年4月 から1年 (注)2	-
取締役 (監査等委員)	門口 真人	1960年 3月1日生	2009年4月 当行 執行役員 本店営業第一部長 2009年7月 当行 執行役員 2010年2月 当行 執行役員 業務監査部長 2012年4月 当行 常務執行役員 リスク管理グループ長 兼 コンプライアンス統括グループ長 兼 審査部担当役員 2014年4月 当行 常務取締役 コンプライアンス統括グループ長 2015年4月 当行 常務取締役 リスク管理グループ長 兼 コンプライアンス統括グループ長 兼 審査部担当役員 2016年4月 当行 常勤監査役 2017年6月 当行 取締役(監査等委員)(現職)	2019年6月 から2年	-
取締役 (監査等委員)	菊地 比左志	1965年 9月14日生	2015年4月 F G 取締役会室長(2016年4月より執行役員) 2018年4月 F G 執行役常務 企画グループ長 兼 取締役会室長 2018年6月 F G 取締役 兼 執行役常務 企画グループ長(2019年6月より執行役常務) B K 常務取締役 企画グループ長(2019年4月より常務執行役員) 2020年4月 F G 執行役常務 内部監査グループ長(現職) B K 取締役(監査等委員)(現職) 当行 取締役(監査等委員)(現職) S C 取締役(監査等委員)(現職)	2020年4月 から2年 (注)3	-
取締役 (監査等委員)	北田 幹直	1952年 1月29日生	1976年4月 検事任官(東京地方検察庁検事) 2002年4月 外務省大臣官房監察査察官 2005年1月 津地方検察庁検事正 2005年12月 公安調査庁次長 2008年7月 千葉地方検察庁検事正 2009年1月 公安調査庁長官 2010年12月 札幌高等検察庁検事長 2012年1月 大阪高等検察庁検事長 2014年3月 森・濱田松本法律事務所客員弁護士(現職) 2014年6月 シャープ株式会社 社外取締役(2016年6月まで) 王子ホールディングス株式会社 社外監査役(現職) 2014年8月 アスкул株式会社 社外監査役(現職) 2015年6月 株式会社横河ブリッジホールディングス 社外取締役(現職) 一般社団法人投資信託協会 理事(現職) 2016年6月 双日株式会社 社外取締役(2020年6月まで) 2018年6月 日本パレットレンタル株式会社 社外取締役(現職) 2020年6月 当行 取締役(監査等委員)(現職)	2020年6月 から2年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	高橋 勉	1957年 3月14日生	1979年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 入所 1982年 8 月 公認会計士登録 1985年 5 月 港監査法人 入所 1987年 9 月 KPMG メルボルン事務所 1990年 7 月 センチュリー監査法人 1994年 3 月 同 代表社員 2003年 7 月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員 2004年 1 月 同 本部理事 2006年 6 月 同 専務理事 2008年 6 月 同 Global Japanese Practice (国際業務本部) 本部長 2010年 6 月 同 東京事務所長 2013年 7 月 同 副理事長(2019年6月まで) 2013年10月 KPMGジャパン チェアマン(2019年9月まで) 2019年 6 月 株式会社スカパーJSATホールディングス 社外監査役(現職) 豊田通商株式会社 社外監査役(現職) 2020年 6 月 当行 取締役(監査等委員)(現職)	2020年 6 月 から 2 年	-
取締役 (監査等委員)	西脇 芳和	1960年 4月4日生	1983年 4 月 安田火災海上保険株式会社入社 2012年 4 月 N K S Jホールディングス株式会社 執行役員経営管理部長 2013年 4 月 N K S Jひまわり生命保険株式会社 取締役常務執行役員 2014年 5 月 セゾン自動車火災保険株式会社 代表取締役社長 2017年 4 月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 常務執行役員 2019年 4 月 同 顧問 2019年 6 月 公益財団法人損保ジャパン日本興亜環境財団(現 公益財団法人SOMPO環境財団) 専務理事(現職) 当行 取締役(監査等委員)(現職)	2019年 6 月 から 2 年	-
計					-

- (注) 1 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併継続会社として2013年 7 月 1 日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
- 2 2020年 4 月 1 日付の臨時株主総会での選任後、2020年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 3 2020年 4 月 1 日付の臨時株主総会での選任後、2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役のうち、北田 幹直、高橋 勉および西脇 芳和の 3 氏は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
- 5 監査等委員会の構成および委員長については、以下の通りであります。
監査等委員会：門口 真人(委員長)、菊地 比左志、北田 幹直、高橋 勉、西脇 芳和

取締役の選任理由等

イ．2020年6月26日時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任理由等は、以下の通りであります。

氏名	重要な兼職の状況	選任理由
梅田 圭	-	1988年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、不動産ビジネス、経営企画、IBプロダクツ営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年4月に選任され、取締役に就任しております。
眞武 伸哉	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	1989年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、経営企画、個人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リテール事業法人部門長および企画グループ特定業務担当役員、並びに財務・主計グループ特定業務担当役員としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年4月に選任され、取締役に就任しております。
坂井 辰史	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役 兼 執行役社長 株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	1984年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、経営企画、投資銀行業務、国際業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、株式会社みずほフィナンシャルグループのグループCEOとして、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において執行役員を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月に選任され、取締役に就任しております。
岡部 俊胤	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副会長執行役員 株式会社みずほ銀行 取締役（監査等委員） みずほ証券株式会社 取締役 株式会社オリエントコーポレーション 社外取締役	1980年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、個人・リテール業務、内部監査、コンプライアンス統括等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほフィナンシャルグループの執行役副社長等として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見により、取締役会の意思決定機能や監督・監査機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年4月に選任され、取締役に就任しております。

口．2020年6月26日時点における監査等委員である取締役5名の選任理由等は、以下の通りであります。

氏名	重要な兼職の状況	選任理由
門口 真人	-	1982年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、リスク管理、コンプライアンス管理等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見により、取締役会の意思決定機能や監督・監査機能の実効性強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。昨年6月に選任され、監査等委員である取締役に就任しております。
菊地 比左志	株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役常務 株式会社みずほ銀行 取締役（監査等委員） みずほ証券株式会社 取締役（監査等委員）	1988年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、経営企画、人事業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、株式会社みずほフィナンシャルグループの執行役常務として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見により、取締役会の意思決定機能や監督・監査機能の実効性強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。本年4月に選任され、監査等委員である取締役に就任しております。
北田 幹直	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 アスクル株式会社 社外監査役 株式会社横河ブリッジ ホールディングス 社外取締役 日本パレットレンタル株式会社 社外取締役	北田氏は検事任官後、公安調査庁長官および札幌高等検察庁検事長、大阪高等検察庁検事長等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督・監査機能の実効性強化、また、当行のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制等の更なる強化等に大いに貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。本年6月に選任され、監査等委員である社外取締役に就任いただいております。
高橋 勉	株式会社スカパーJSAT ホールディングス 社外監査役 豊田通商株式会社 社外監査役	高橋氏はピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所後、あずさ監査法人代表社員および副理事長、KPMGジャパンのチェアマン等を歴任され、現在は公認会計士としてご活躍されております。同氏の豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督・監査機能の実効性強化、また、当行の内部統制システムの更なる強化等に大いに貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。本年6月に選任され、監査等委員である社外取締役に就任いただいております。
西脇 芳和	公益財団法人SOMPO環境財団 専務理事	西脇氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の常務執行役員を務める等、豊富なビジネス経験を有されております。同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い知識、見識を活かし、当行のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。昨年6月に選任され、監査等委員である社外取締役に就任いただいております。

会社と会社の社外取締役との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要
当行と社外取締役との間には、記載すべき利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

(監査等委員会の組織、人員及び手続)

当該事業年度における監査等委員会は、社内非執行取締役 2 名及び社外取締役 3 名で構成し、社内非執行取締役 1 名を常勤の監査等委員として選定しております。なお、監査等委員のうち 1 名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会の職務を補助する専担部署として監査等委員会室を設置し、業務執行者の指揮命令に服さない使用人を配置しております。

監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、当行及び当行子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、監査報告の作成を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定を行います。

(最近事業年度における監査等委員会の活動状況)

当該事業年度は監査等委員会を17回開催し、各監査等委員の出席回数については次のとおりです。

氏名	出席回数
門口 真人	17回/17回
安部 大作	13回/13回
畑野 敬幸	4回/ 4回
中島 隆太	4回/ 4回
佐竹 正幸	17回/17回
福家 聖剛	16回/17回
西脇 芳和	13回/13回

(注) 1 安部大作氏、西脇芳和氏は、2019年6月20日付 第149期定時株主総会で選任されましたので、開催回数および出席回数は就任後のものであります。

2 畑野敬幸氏、中島隆太氏は、2019年6月20日付で監査等委員を辞任いたしましたので、開催回数および出席回数は在任中のものであります。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、常勤の監査等委員は、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社等を含めた役職員からの報告聴取等を通じて、監査等委員会の活動の実効性確保に努めております。

監査等委員会は、当行の業務及び財産の状況ならびに当行の子会社等の管理の状況について取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、内部統制システムの有効性や5ヵ年経営計画への取り組み状況等について確認し、積極的に提言等を行っております。このうち、内部監査については内部監査グループ長を監査等委員会に出席させ、定期的に子会社等を含めた内部監査の状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を行っております。

さらに、子会社等の監査役と、定期的及び随時、情報共有や意見交換を行っており、また、会計監査人についても、定期的に監査等委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

内部監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部（専任スタッフ37名）を設置し、取締役会で定める基本方針に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行の内部監査の結果については、担当役員である内部監査グループ長が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

なお、内部監査グループ長は監査等委員会に個別監査及び計画の進捗状況・監査結果等について報告し、調査依頼または具体的な指示を受ける体制としております。

また、内部監査グループは、会計監査人と相互のリスク認識等について定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称、継続監査期間、業務を執行した公認会計士、監査業務に係る補助者の構成

(1) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 継続監査期間

1976年以降

(注) 安田信託銀行株式会社は、EY新日本有限責任監査法人(当時は監査法人太田哲三事務所)と1976年に監査契約を締結。以後、2002年に商号をみずほアセット信託銀行株式会社に変更し、2003年に(旧)みずほ信託銀行株式会社と合併して商号をみずほ信託銀行株式会社に変更した当行は、継続してEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

(3) 業務を執行した公認会計士

高木 竜二、加藤 信彦、林 慎一

(4) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名、その他20名(2020年3月末)

ロ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定め、同方針に基づき検証を行い、会社法第340条第1項各号に該当しないこと、かつ計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となっていないこと、加えて会計監査人を変更する合理的な理由がないことを確認することとしております。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

<解任>

1. 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる等、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。
2. 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会の選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

<不再任>

監査等委員会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制などに関し、一般に妥当と認められる水準は確保していると認められるものの、会社の会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ハ. 監査公認会計士等の選定理由および評価

監査等委員会は、会計監査人の選定にあたり、その適否を判断するために定めた評価項目に基づき、会計監査人の品質管理体制や監査従事者の能力・経験に問題がない等、監査受嘱能力に懸念がなく、監査態勢が整備されていることを確認し、また適切なリスク認識・リスク評価に基づいた監査計画が策定されていること、監査報酬および監査プロセスが妥当であることに加えて、執行部門における評価の状況も踏まえた上で、総合的に判断し、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選定しております。

二. 監査報酬の内容等

(1) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	104	55	160	54
連結子会社	15	-	15	-
計	120	55	176	54

(注) 当行が会計監査人に対して支払っている非監査業務の内容は、米国保証業務基準書に基づく内部統制に対する保証業務等であります。

(2) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に対する報酬((1)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	0	-	0
連結子会社	23	8	20	4
計	23	9	20	5

（注）１．当行が会計監査人と同一のネットワーク（Ernst & Young Global Limited）に対して支払っている非監査業務の内容は、税務に係る支援業務等であります。

２．当行の連結子会社が会計監査人と同一のネットワーク（Ernst & Young Global Limited）に対して支払っている非監査業務の内容は、税務に係る支援業務等であります。

（３）その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

（４）監査報酬の決定方針
当行の会計監査人に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

（５）監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査等委員会は、過年度における会計監査人の監査計画に基づく職務遂行状況を踏まえ、監査計画の内容がリスク認識に適切に対応した監査項目・体制となっており、効果的かつ効率的で適正な監査品質を確保するために必要な監査時間に基づく報酬見積もりとなっているかを検討した結果、本監査報酬額が合理的であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】
当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。
なお、役員報酬の内容につきましては、「４ コーポレート・ガバナンスの状況等 （１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

（５）【株式の保有状況】
当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1．当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4．当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容把握や変更等について適切に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構、一般社団法人全国銀行協会及び一般社団法人信託協会等の関係諸団体へ加入し情報収集を図るとともに、同機構等の行う研修に参加しております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	2,539,781	1,852,175
コールローン及び買入手形	24,417	14,678
債券貸借取引支払保証金	332,116	198,053
買入金銭債権	6,692	32,493
特定取引資産	111,667	169,750
金銭の信託	4,641	7,125
有価証券	1, 8 840,220	1, 8 954,294
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 3,337,229	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 3,353,575
外国為替	4,073	7,865
その他資産	8 203,540	8 374,233
有形固定資産	10, 11 23,960	10, 11 89,903
建物	10,366	9,527
土地	10,207	66,744
リース資産	453	305
建設仮勘定	-	10,597
その他の有形固定資産	2,932	2,728
無形固定資産	49,937	45,267
ソフトウェア	9,796	27,932
のれん	14,195	13,328
リース資産	41	25
その他の無形固定資産	25,904	3,981
退職給付に係る資産	87,168	94,017
繰延税金資産	397	602
支払承諾見返	16,907	14,773
貸倒引当金	3,132	4,359
資産の部合計	7,579,619	7,204,451
負債の部		
預金	8 3,339,104	8 3,151,922
譲渡性預金	566,110	664,780
コールマネー及び売渡手形	947,104	807,706
売現先勘定	22,198	-
債券貸借取引受入担保金	8 362,246	8 289,789
特定取引負債	107,096	170,146
借入金	8 379,706	8 255,860
外国為替	-	23
社債	12 10,000	12 10,000
信託勘定借	1,102,073	1,055,510
その他負債	76,373	151,977
賞与引当金	3,607	3,771
変動報酬引当金	467	368
退職給付に係る負債	1,303	1,459
役員退職慰労引当金	287	291
睡眠預金払戻損失引当金	2,081	1,907
繰延税金負債	16,485	11,721
支払承諾	16,907	14,773
負債の部合計	6,953,154	6,592,010

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	18,895	18,895
利益剰余金	258,632	276,315
株主資本合計	524,897	542,581
その他有価証券評価差額金	77,588	50,597
繰延ヘッジ損益	1,608	4,615
為替換算調整勘定	1,173	1,077
退職給付に係る調整累計額	20,762	18,583
その他の包括利益累計額合計	97,916	65,643
非支配株主持分	3,651	4,216
純資産の部合計	626,465	612,440
負債及び純資産の部合計	7,579,619	7,204,451

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	250,276	251,942
信託報酬	54,996	59,131
資金運用収益	44,040	39,257
貸出金利息	26,661	24,635
有価証券利息配当金	14,367	11,709
コールローン利息及び買入手形利息	270	170
債券貸借取引受入利息	31	28
預け金利息	2,542	2,592
その他の受入利息	167	121
役務取引等収益	101,823	103,463
特定取引収益	1,552	1,526
その他業務収益	8,319	24,319
その他経常収益	39,543	24,244
償却債権取立益	180	299
その他の経常収益	¹ 39,363	¹ 23,945
経常費用	186,761	192,661
資金調達費用	16,973	14,008
預金利息	1,579	1,151
譲渡性預金利息	44	51
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,800	572
売現先利息	871	288
債券貸借取引支払利息	3,334	2,700
借用金利息	3,909	3,471
社債利息	224	224
その他の支払利息	5,208	5,548
役務取引等費用	33,774	35,503
特定取引費用	0	20
その他業務費用	6,080	11,459
営業経費	101,591	100,475
その他経常費用	28,341	31,193
貸倒引当金繰入額	507	1,518
その他の経常費用	² 27,833	² 29,675
経常利益	63,514	59,280
特別利益	82	907
固定資産処分益	82	907
特別損失	2,260	701
固定資産処分損	121	295
減損損失	2,138	405
税金等調整前当期純利益	61,337	59,486
法人税、住民税及び事業税	15,074	13,266
法人税等調整額	1,781	3,987
法人税等合計	13,293	17,254
当期純利益	48,043	42,232
非支配株主に帰属する当期純利益	511	725
親会社株主に帰属する当期純利益	47,532	41,507

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	48,043	42,232
その他の包括利益	1 23,482	1 32,429
その他有価証券評価差額金	22,562	27,079
繰延ヘッジ損益	3,232	3,007
為替換算調整勘定	135	95
退職給付に係る調整額	2,447	2,246
包括利益	24,560	9,803
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	24,190	9,234
非支配株主に係る包括利益	370	569

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,369	15,587	234,844	497,801
当期変動額				
剰余金の配当			23,744	23,744
親会社株主に帰属する当期純利益			47,532	47,532
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3,308		3,308
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	3,308	23,788	27,096
当期末残高	247,369	18,895	258,632	524,897

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	100,066	1,624	1,308	18,258	121,257	6,594	625,653
当期変動額							
剰余金の配当							23,744
親会社株主に帰属する当期純利益							47,532
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							3,308
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,477	3,232	135	2,503	23,341	2,942	26,284
当期変動額合計	22,477	3,232	135	2,503	23,341	2,942	812
当期末残高	77,588	1,608	1,173	20,762	97,916	3,651	626,465

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,369	18,895	258,632	524,897
当期変動額				
剰余金の配当			23,823	23,823
親会社株主に帰属する当期純利益			41,507	41,507
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	17,683	17,683
当期末残高	247,369	18,895	276,315	542,581

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	77,588	1,608	1,173	20,762	97,916	3,651	626,465
当期変動額							
剰余金の配当							23,823
親会社株主に帰属する当期純利益							41,507
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,991	3,007	95	2,178	32,272	564	31,708
当期変動額合計	26,991	3,007	95	2,178	32,272	564	14,024
当期末残高	50,597	4,615	1,077	18,583	65,643	4,216	612,440

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	61,337	59,486
減価償却費	5,949	7,915
減損損失	2,138	405
のれん償却額	856	866
持分法による投資損益（は益）	68	53
貸倒引当金の増減（）	418	1,227
賞与引当金の増減額（は減少）	0	163
変動報酬引当金の増減額（は減少）	43	99
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	6,384	10,096
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	124	156
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	51	3
睡眠預金払戻損失引当金の増減（）	167	173
資金運用収益	44,040	39,257
資金調達費用	16,973	14,008
有価証券関係損益（）	25,930	13,995
金銭の信託の運用損益（は運用益）	217	291
為替差損益（は益）	3,730	1,172
固定資産処分損益（は益）	39	611
特定取引資産の純増（）減	32,115	58,083
特定取引負債の純増減（）	37,729	63,049
貸出金の純増（）減	72,009	16,346
預金の純増減（）	134,284	185,817
譲渡性預金の純増減（）	93,930	98,670
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	7,783	123,846
預け金（中央銀行預け金を除く）の純増（）減	22,152	34,158
コールローン等の純増（）減	20,250	16,061
債券貸借取引支払保証金の純増（）減	111,181	134,062
コールマネー等の純増減（）	446,285	161,596
債券貸借取引受入担保金の純増減（）	181,517	72,456
外国為替（資産）の純増（）減	1,804	3,792
外国為替（負債）の純増減（）	-	23
信託勘定借の純増減（）	32,108	46,563
資金運用による収入	42,092	41,538
資金調達による支出	15,266	12,910
その他	16,123	180,961
小計	488,130	486,106
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	15,252	14,318
営業活動によるキャッシュ・フロー	472,878	500,425

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,243,468	4,258,329
有価証券の売却による収入	2,208,886	3,695,836
有価証券の償還による収入	274,769	506,213
金銭の信託の増加による支出	3,405	2,880
金銭の信託の減少による収入	1,995	453
有形固定資産の取得による支出	1,140	67,913
無形固定資産の取得による支出	10,730	10,164
有形固定資産の売却による収入	183	1,082
無形固定資産の売却による収入	12,907	7,765
投資活動によるキャッシュ・フロー	239,997	127,936
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	23,744	23,823
非支配株主への配当金の支払額	4	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,748	23,827
現金及び現金同等物に係る換算差額	163	187
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	688,964	652,377
現金及び現金同等物の期首残高	1,734,467	2,423,432
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,423,432	1 1,771,054

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 12社

主要な連結子会社名は、「第１ 企業の概況 ４．関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 2社

日本株主データサービス株式会社

日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 10社

(2) 連結財務諸表の作成に当っては、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として、国内株式は連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外は連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度末におけるその金額は368百万円(前連結会計年度末は670百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

当行グループは、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(金融庁 令和元年12月18日)の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい業種・債務者属性を特定し、債務者ごとの事業環境が回復するのに要する期間及び本邦GDP成長率の予測等の仮定をもとに予想損失額を見積っております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 変動報酬引当金の計上基準

当行の役員及び執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当連結会計年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

() 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

() キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。なお、金額に重要性が乏しいのれんについては、発生年度に全額償却しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

従来、当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度より、時価ヘッジを適用していた商品について繰延ヘッジに変更しました。

これは、金利市況の動向を踏まえ、当連結会計年度にヘッジ取引の運営の見直しを行ったことに伴い、金利変動リスクの管理活動を財務諸表に適切に反映し、財政状態及び経営成績をより適正に表示するために変更したものであります。

なお、当中間連結会計期間においては、当連結会計年度で採用した会計方針を採用しておりません。これは、ヘッジ取引の運営の見直しを行ったのが当中間連結会計期間後であり、当中間連結会計期間は従来の会計方針であったことによります。

当中間連結会計期間で当連結会計年度と同一の会計方針を採用した場合、当中間連結会計期間に与える影響額はございません。

当該会計方針の変更が過去の期間に与える影響額は軽微であるため、前連結会計年度の連結財務諸表については遡及適用しておりません。

なお、これによる損益に与える影響はございません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当行は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

当行は、当該会計基準等を2020年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

（2）適用予定日

当行は、当該会計基準等を2020年4月1日に開始する連結会計年度の期末から適用する予定であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
	3,370百万円	3,424百万円

2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	332,679百万円	167,332百万円
当連結会計年度末に当該処分をせずに 所有している有価証券	- 百万円	30,448百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
破綻先債権額	61百万円	16百万円
延滞債権額	3,683百万円	4,316百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
貸出条件緩和債権額	1,893百万円	1,844百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
合計額	5,639百万円	6,176百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	126百万円	106百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	348,582百万円	466,856百万円
貸出金	307,059 "	265,151 "
計	655,641 "	732,007 "
担保資産に対応する債務		
預金	6,399 "	2,057 "
債券貸借取引受入担保金	248,477 "	282,785 "
借入金	379,706 "	255,860 "

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	229百万円	226百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金及び金融商品等差入担保金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
先物取引差入証拠金	2,883百万円	2,782百万円
保証金	8,449百万円	8,262百万円
金融商品等差入担保金等	115,216百万円	117,650百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	1,406,689百万円	1,386,583百万円
うち原契約期間が1年以内のも の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	1,076,673百万円	1,099,230百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
減価償却累計額	34,086百万円	32,912百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
圧縮記帳額	865百万円	848百万円

12. 社債は全額劣後特約付社債であります、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

13. 元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
金銭信託	874,777百万円	883,781百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
株式等売却益	29,241百万円	11,861百万円
株式関連派生商品収益	- 百万円	3,216百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
株式等売却損	6,198百万円	8,175百万円
システム移行関連費用	2,449百万円	1,365百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 . その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位 : 百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,371	19,729
組替調整額	25,941	13,979
税効果調整前	29,313	33,708
税効果額	6,750	6,629
その他有価証券評価差額金	22,562	27,079
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	5,093	4,949
組替調整額	435	615
税効果調整前	4,657	4,333
税効果額	1,425	1,326
繰延ヘッジ損益	3,232	3,007
為替換算調整勘定		
当期発生額	135	95
組替調整額	-	-
税効果調整前	135	95
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	135	95
退職給付に係る調整額		
当期発生額	4,249	1,024
組替調整額	731	4,272
税効果調整前	3,518	3,247
税効果額	1,070	1,000
退職給付に係る調整額	2,447	2,246
その他の包括利益合計	23,482	32,429

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 : 千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	955,717	-	-	955,717	

2 . 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年 5 月14日取締役会	普通株式	23,744	3.00	2018年 3 月31日	2018年 6 月 1 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年 5 月14日 取締役会	普通株式	23,823	利益剰余金	3.01	2019年 3 月31日	2019年 6 月 3 日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	955,717	-	-	955,717	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年5月14日取締役会	普通株式	23,823	3.01	2019年3月31日	2019年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	20,815	利益剰余金	2.63	2020年3月31日	2020年6月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	2,539,781百万円	1,852,175百万円
中央銀行預け金を除く預け金	116,348 "	81,120 "
現金及び現金同等物	<u>2,423,432 "</u>	<u>1,771,054 "</u>

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、什器・備品であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	3,248	3,686
1年超	1,339	8,006
合計	4,588	11,692

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

信託銀行業を中心とする当行グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金や、国債、株式などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク（信用リスク）、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（市場リスク）及び、市場の混乱等で市場において取引ができなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）に晒されております。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当行グループの財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

このほか、当行グループが保有する金融資産・負債に係る金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しております。ALM目的として保有するデリバティブ取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的としても保有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理への取り組み

当行グループでは、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の１つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当行では、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当行グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しております。当行グループは、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めております。

総合的なリスク管理

当行グループでは、当行グループが保有する様々な金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、リスク単位毎にリスクキャピタルを配賦し、リスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行グループ全体として保有するリスクが当行グループの財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当行は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等で報告をしております。

信用リスクの管理

当行では、取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定しております。また、経営政策委員会である「ＢＳリスクマネジメント委員会」や「クレジット委員会」において、当行グループのクレジットポートフォリオ運営、与信先に対する取引方針等について総合的に審議・調整を行っております。リスク管理グループ長は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管しております。与信企画部は、与信管理の企画・運営並びに信用リスクの計測・モニタリング等を行っております。審査担当役員は、審査に関する事項を所管し、主に個別与信の観点から信用リスク管理を行っております。審査担当各部は、当行で定めた権限体系に基づき、取引先の審査、管理、回収等に関する事項につき、方針の決定や個別案件の決裁を行っております。また、業務部門から独立した内部監査グループの業務監査部において、信用リスク管理の適切性等を検証しております。

当行グループの信用リスク管理は、相互に補完する２つのアプローチによって実施しております。１つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう１つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後１年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用ＶＡＲ）、及び信用ＶＡＲと信用コストとの差額（＝信用リスク量）を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しております。また、特定企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」を制御するためにガイドラインを設定しています。

市場リスクの管理

当行では、取締役会が市場リスク管理に関する重要事項を決定しております。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ＢＳリスクマネジメント委員会」を設置し、ＡＬＭ運営・リスク計画・市場リスク管理に関する事項、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議等を行っております。さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス（市場部門）やバックオフィス（事務管理部門）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く態勢としております。

リスク管理グループ長は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管しております。リスク統括部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行っております。リスク統括部は、当行グループ全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、社長への日次報告や、取締役会及び経営会議等に対する定期的な報告を行っております。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、ＶＡＲとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。トレーディング業務及びバンキング業務については、ＶＡＲによる限度及び損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

このようにＶＡＲに加えて、取引実態に応じて１０ＢＰＶ（ベースポイントバリュエ）等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、ＶＡＲのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

市場リスクの状況

・バンキング業務

当行グループのバンキング業務における市場リスク量（V A R）の状況は以下のとおりとなっております。

バンキング業務のV A Rの状況

（単位：億円）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
年度末日	132	152
最大値	292	177
最小値	108	85
平均値	178	124

〔バンキング業務の定義〕

トレーディング業務及び政策保有株式（政策的に保有していると認識している株式及びその関連取引）以外の取引で主として以下の取引

（ア）預金・貸出等及びそれに係る資金繰りと金利リスクのヘッジのための取引

（イ）株式（除く政策保有株式）、債券、投資信託等に対する投資とそれらに係る市場リスクのヘッジ取引

なお、流動性預金についてコア預金を認定し、これを市場リスク計測に反映しております。

〔バンキング業務のV A Rの計測手法〕

V A R：ヒストリカルシミュレーション法

定量基準： 信頼区間 片側99% 保有期間 1ヵ月 観測期間 3年

・トレーディング業務

当行グループのトレーディング業務における市場リスク量（V A R）の状況は以下のとおりとなっております。

トレーディング業務のV A Rの状況

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
年度末日	19	19
最大値	77	72
最小値	5	3
平均値	23	21

〔トレーディング業務の定義〕

（ア）短期の転売を意図して保有される取引

（イ）現実の又は予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁定取引による利益を確定することを意図して保有される取引

（ウ）（ア）と（イ）の両方の側面を持つ取引

（エ）顧客間の取引の取次ぎ業務やマーケット・メイキングを通じて保有する取引

〔トレーディング業務のV A Rの計測手法〕

V A R：ヒストリカルシミュレーション法

定量基準： 信頼区間 片側99% 保有期間 1日 観測期間 3年

・政策保有株式

政策保有株式についても、バンキング業務やトレーディング業務と同様に、V A R 及びリスク指標などに基づく市場リスク管理を行っております。当連結会計年度末における政策保有株式のリスク指標（株価指数 T O P I X 1 % の変化に対する感応度）は13億円（前連結会計年度末は17億円）です。

< V A R によるリスク管理 >

V A R は、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法です。そのため、V A R の使用においては、一般的に以下の点を留意する必要があります。

- ・ V A R の値は、保有期間・信頼区間の設定方法、計測手法によって異なること。
- ・ 過去の市場の変動をもとに推計した V A R の値は、必ずしも実際の発生する最大損失額を捕捉するものではないこと。
- ・ 設定した保有期間内で、保有するポートフォリオの売却、あるいはヘッジすることを前提にしているため、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状況では、V A R の値を超える損失額が発生する可能性があること。
- ・ 設定した信頼区間を上回る確率で発生する損失額は捉えられていないこと。

また、当行グループで V A R の計測手法として使用しているヒストリカルシミュレーション法は、リスクファクターの変動及びポートフォリオの時価の変動が過去の経験分布に従うことを前提としております。そのため、前提を超える極端な市場の変動が生じやすい状況では、リスクを過小に評価する可能性があります。

当行グループでは、V A R による市場リスク計測の有効性を V A R と損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、V A R に加えて、リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、V A R のみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることを認識しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループの流動性リスク管理態勢は、基本的に前述「市場リスクの管理」の市場リスク管理態勢と同様ですが、これに加え、グローバルマーケット部門長が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、資金証券部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、B S リスクマネジメント委員会、経営会議及び社長に報告しております。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いております。流動性リスクに関するリミット等は、B S リスクマネジメント委員会での審議を経て決定しております。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び「懸念時」・「危機時」の対応について定めております。これに加え、当行グループの資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

前連結会計年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（＊１）	2,539,773	2,539,773	-
(2) コールローン及び買入手形（＊１）	24,412	24,412	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	332,116	332,116	-
(4) 買入金銭債権（＊１）	6,691	6,692	1
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	20	20	-
(6) 金銭の信託	3,150	3,150	-
(7) 有価証券			
其他有価証券	822,658	822,658	-
(8) 貸出金	3,337,229		
貸倒引当金（＊１）	3,014		
	3,334,214	3,358,875	24,661
資産計	7,063,037	7,087,700	24,662
(1) 預金	3,339,104	3,339,889	784
(2) 譲渡性預金	566,110	566,110	-
(3) コールマネー及び売渡手形	947,104	947,104	-
(4) 売現先勘定	22,198	22,198	-
(5) 債券貸借取引受入担保金	362,246	362,246	-
(6) 借入金	379,706	379,706	-
(7) 社債	10,000	10,359	359
(8) 信託勘定借	1,102,073	1,102,073	-
負債計	6,728,543	6,729,687	1,143
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7,733		
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,123)		
デリバティブ取引計	4,609	4,609	-

（＊１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊２） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（＊１）	1,852,172	1,852,172	-
(2) コールローン及び買入手形（＊１）	14,677	14,677	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	198,053	198,053	-
(4) 買入金銭債権（＊１）	32,488	32,598	109
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	-	-	-
(6) 金銭の信託	5,303	5,303	-
(7) 有価証券			
その他有価証券	937,993	937,993	-
(8) 貸出金	3,353,575		
貸倒引当金（＊１）	4,238		
	3,349,337	3,377,435	28,098
資産計	6,390,026	6,418,233	28,207
(1) 預金	3,151,922	3,152,903	980
(2) 譲渡性預金	664,780	664,780	-
(3) コールマネー及び売渡手形	807,706	807,706	-
(4) 売現先勘定	-	-	-
(5) 債券貸借取引受入担保金	289,789	289,789	-
(6) 借入金	255,860	255,860	-
(7) 社債	10,000	10,135	135
(8) 信託勘定借	1,055,510	1,055,510	-
負債計	6,235,570	6,236,686	1,115
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,609		
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,111)		
デリバティブ取引計	498	498	-

（＊１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊２） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、主に約定期間が短期間（６ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、主に約定期間が短期間（６ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（６ヵ月以内）であるものを除き、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額等（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）によっております。約定期間が短期間（６ヵ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(7) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額に信用リスク等を考慮したうえで市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 譲渡性預金、(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、主に約定期間が短期間（６ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金の時価は、原則として、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、主に約定期間が短期間（６ヵ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 信託勘定借

当行の信託勘定借は、当行が受託した信託金を当行の銀行勘定で運用する取引によるものであり、その性質は、要求払預金に近似していると考えられるため、帳簿価額を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 金銭の信託」及び「資産(7) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式(*1)	11,617	11,605
組合出資金等(*2)	5,944	4,695
その他	1,491	1,822
合計(*3)	19,053	18,123

(*1) 非上場株式(外国株式及び関係会社株式を含む)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 前連結会計年度において、9百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、0百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,532,301	0	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	24,417	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	332,116	-	-	-	-	-
買入金銭債権	2,434	1,140	965	815	1,336	-
有価証券(*1)						
その他有価証券のうち満期があるもの	170,363	80,609	48,581	45,118	140,493	24,914
うち国債	153,194	35,000	220	-	20,000	-
地方債	456	1,038	-	-	-	-
社債	9,815	16,364	27,915	10,127	6,954	-
外国証券	6,312	27,564	18,685	33,297	111,434	24,914
その他	585	642	1,760	1,694	2,105	-
貸出金(*2)	934,684	752,392	693,977	442,744	294,739	215,405
合計	3,996,318	834,142	743,524	488,678	436,569	240,319

(*1) 有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない2,713百万円、期間の定めのないもの571百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,844,989	0	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	14,678	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	198,053	-	-	-	-	-
買入金銭債権	7,482	7,678	6,366	5,405	5,478	81
有価証券（＊１）						
その他有価証券のうち満期があるもの	103,376	206,509	99,273	117,732	79,364	96,679
うち国債	69,732	120,000	220	-	-	-
地方債	748	290	-	-	-	-
社債	8,469	12,070	38,359	16,284	7,348	-
外国証券	24,198	73,913	59,801	100,013	71,752	96,679
その他	228	235	892	1,434	264	-
貸出金（＊２）	904,518	847,828	622,685	475,286	275,658	223,689
合計	3,073,099	1,062,016	728,324	598,424	360,502	320,450

（＊１） 有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

（＊２） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない13,466百万円、期間の定めのないもの441百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(＊)	2,705,335	558,486	75,282	-	-	-
譲渡性預金	506,110	60,000	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	947,104	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	362,246	-	-	-	-	-
借入金	316,106	-	63,600	-	-	-
社債	-	10,000	-	-	-	-
信託勘定借	1,102,073	-	-	-	-	-
合計	5,938,976	628,486	138,882	-	-	-

(＊) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(＊)	2,554,507	522,329	75,005	10	69	-
譲渡性預金	524,480	140,300	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	807,706	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	289,789	-	-	-	-	-
借入金	192,560	63,300	-	-	-	-
社債	10,000	-	-	-	-	-
信託勘定借	1,055,510	-	-	-	-	-
合計	5,434,555	725,929	75,005	10	69	-

(＊) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	-

2. 満期保有目的の債券

該当ありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	174,944	73,494	101,449
	債券	197,165	196,409	755
	国債	130,389	130,228	161
	地方債	1,520	1,493	26
	社債	65,255	64,687	567
	その他	290,717	284,181	6,536
	外国証券	249,812	246,970	2,841
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	40,905	37,210	3,694
	小計	662,827	554,085	108,741
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,031	14,394	3,362
	債券	85,098	85,225	126
	国債	78,648	78,741	93
	地方債	-	-	-
	社債	6,450	6,483	32
	その他	68,357	74,826	6,469
	外国証券	16,546	17,455	909
	買入金銭債権	4,656	4,656	-
	その他	47,154	52,715	5,560
	小計	164,487	174,446	9,958
合計		827,315	728,532	98,782

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	108,193	42,563	65,629
	債券	248,834	247,282	1,552
	国債	178,409	177,500	909
	地方債	1,048	1,037	10
	社債	69,376	68,743	632
	その他	447,772	435,200	12,571
	外国証券	427,721	416,136	11,585
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	20,050	19,064	986
	小計	804,800	725,046	79,753
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28,177	35,292	7,115
	債券	30,371	30,411	40
	国債	16,632	16,632	-
	地方債	-	-	-
	社債	13,739	13,779	40
	その他	78,771	86,296	7,524
	外国証券	48,508	49,875	1,366
	買入金銭債権	4,127	4,127	-
	その他	26,135	32,293	6,157
	小計	137,320	152,000	14,680
合計		942,121	877,047	65,073

4. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

５．連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	26,600	16,257	276
債券	232,069	932	54
国債	218,932	919	23
地方債	-	-	-
社債	13,137	12	30
その他	1,964,768	20,104	10,577
外国証券	1,623,251	9,401	8,193
買入金銭債権	-	-	-
その他	341,516	10,703	2,384
合計	2,223,438	37,294	10,908

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

当連結会計年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	15,153	8,369	873
債券	580,176	1,490	1,364
国債	580,176	1,490	1,364
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	3,099,352	25,905	17,095
外国証券	2,939,476	21,975	10,224
買入金銭債権	-	-	-
その他	159,875	3,929	6,871
合計	3,694,681	35,764	19,333

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

６．保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価（原則として当該連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）することにしております。

前連結会計年度における減損処理については、444百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、2,451百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの （百万円）	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの （百万円）
その他の金銭の 信託	4,641	4,641	-	-	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの （百万円）	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの （百万円）
その他の金銭の 信託	7,125	7,125	-	-	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	98,782
その他有価証券	98,782
（ ）繰延税金負債	20,646
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	78,135
（ ）非支配株主持分相当額	546
その他有価証券評価差額金	77,588

（注） 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	65,073
その他有価証券	65,073
（ ）繰延税金負債	14,017
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	51,056
（ ）非支配株主持分相当額	458
その他有価証券評価差額金	50,597

（注） 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,687,018	4,736,816	110,172	110,172
	受取変動・支払固定	5,939,386	4,459,386	105,897	105,897
	受取変動・支払変動	322,560	261,490	288	288
内部取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	235,000	235,000	3,123	3,123
合計		———	———	7,687	7,687

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引及び内部取引については、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	6,043,122	5,048,266	165,693	165,693
	受取変動・支払固定	6,600,267	5,032,522	166,306	166,306
	受取変動・支払変動	261,490	180,590	222	222
内部取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	572,857	552,857	6,111	6,111
合計		———	———	5,720	5,720

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引及び内部取引については、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	7,574	-	9	9
	買建	8,496	-	89	89
合計		———	———	99	99

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	216	-	1	1
	買建	817	-	8	8
合計		———	———	9	9

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	-	-	-	-
	株式指数先物オプション				
	買建	6,150	-	23	11
合計		———	———	23	11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所等における最終の価格によっております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	5,745	-	567	567
	株式指数先物オプション				
	買建	35,750	-	1,272	204
合計		———	———	704	363

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	33,788	-	66	66
	買建	2,085	-	0	0
	債券先物オプション				
	売建	5,744	-	11	3
	買建	1,027	-	1	1
合計		———	———	76	64

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所等における最終の価格によっております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	2,960	-	194	194
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計		———	———	194	194

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、預金、 社債	235,000	235,000	3,123
合計		——	——	——	3,123

(注) 1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、預金、 社債、その他 有価証券	572,857	552,857	6,111
合計		——	——	——	6,111

(注) 1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

- (1) 当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けているほか、リスク分担型企業年金以外の確定拠出年金制度を設けております。
- (2) 国内連結子会社の一部は、規約型企業年金制度、リスク分担型企業年金以外の確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。
- (3) 当行は、企業年金基金制度及び退職一時金制度につきまして退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	151,173	153,804
勤務費用	4,766	5,068
利息費用	524	400
数理計算上の差異の発生額	4,278	633
退職給付の支払額	6,918	7,424
過去勤務費用の発生額	-	287
その他	20	24
退職給付債務の期末残高	153,804	152,744

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。簡便法により算定した退職給付費用は、上表の「勤務費用」に含めております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	227,259	239,669
期待運用収益	3,632	3,765
数理計算上の差異の発生額	8,528	1,658
事業主からの拠出額	5,788	5,834
退職給付の支払額	5,691	5,778
その他	151	153
年金資産の期末残高	239,669	245,302

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
退職給付債務	153,804	152,744
年金資産	239,669	245,302
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	85,865	92,557

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
退職給付に係る負債	1,303	1,459
退職給付に係る資産	87,168	94,017
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	85,865	92,557

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	4,703	5,003
利息費用	524	400
期待運用収益	3,632	3,765
数理計算上の差異の費用処理額	731	4,272
過去勤務費用の費用処理額	-	287
その他	151	614
確定給付制度に係る退職給付費用	1,015	1,732

(注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	3,518	3,247
合計	3,518	3,247

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	29,910	26,662
合計	29,910	26,662

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
国内株式	51.28%	52.29%
国内債券	14.12%	14.23%
外国株式	11.43%	9.56%
外国債券	9.68%	10.03%
生命保険会社の一般勘定	4.44%	4.41%
その他	9.05%	9.48%
合計	100.00%	100.00%

（注）年金資産合計には、企業年金基金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度56.09%、当連結会計年度57.80%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.00%～0.70%	0.00%～0.62%
長期期待運用収益率	主に1.30%～1.90%	主に1.27%～1.90%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度144百万円、当連結会計年度145百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,230百万円	1,496百万円
有価証券有税償却	7,262	9,516
退職給付に係る資産及び負債	318	1,221
その他有価証券評価差額金	202	1,157
その他	9,348	8,773
繰延税金資産小計	18,361	19,721
評価性引当額	8,784	11,770
繰延税金資産合計	9,576	7,951
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	20,514	13,980
退職給付信託設定益	4,562	4,562
その他	587	527
繰延税金負債合計	25,664	19,070
繰延税金資産（負債）の純額	16,087百万円	11,118百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	3.3	1.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0	1.0
関係会社の留保利益	6.0	-
その他	1.0	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.7%	29.0%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

みずほフィナンシャルグループ(以下、当グループ)は、持株会社の下で銀行・信託・証券を一体的に運営する当グループの特長と優位性を活かし、お客さまのニーズに即した最高の金融サービスを迅速に提供していくため、顧客セグメント別のカンパニー制を導入しております。

当行グループは、顧客セグメントに応じた「リテール・事業法人部門」「大企業・金融・公共法人部門」「グローバルマーケット部門」の3つの部門に分類して記載しております。

なお、それぞれの担当する業務は以下の通りです。

リテール・事業法人部門 : 国内の個人・中小企業・中堅企業のお客さまに向けた業務
大企業・金融・公共法人部門 : 国内の大企業法人・金融法人・公共法人のお客さまに向けた業務
グローバルマーケット部門 : 金利・エクイティ・クレジット等への投資業務等

以下の報告セグメント情報は、経営者が当行グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)+E T F 関係損益、業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+E T F 関係損益及び固定資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益(信託勘定償却前)+E T F 関係損益は、資金利益、信託報酬、役務取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計にE T F 関係損益を加えたものであります。

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+E T F 関係損益は、業務粗利益(信託勘定償却前)+E T F 関係損益から経費(除く臨時処理分)、持分法による投資損益及びその他(連結調整)を調整したものであります。

セグメント間の取引に係る業務粗利益(信託勘定償却前)+E T F 関係損益は、市場実勢価格に基づいております。

また、セグメント別資産情報として開示している固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計であり、当行に係る固定資産を各セグメントに配賦しております。

３．報告セグメントごとの業務粗利益（信託勘定償却前）＋ＥＴＦ関係損益及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）＋ＥＴＦ関係損益及び固定資産の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業法人部門	大企業・金融・公共法人部門	グローバルマーケット部門	その他（注）２	
業務粗利益（信託勘定償却前）＋ＥＴＦ関係損益	55,033	68,577	16,307	16,874	156,793
経費（除く臨時処理分）	54,895	30,247	5,691	10,595	101,429
持分法による投資損益	-	-	-	68	68
その他	-	-	-	4,552	4,552
業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）＋ＥＴＦ関係損益	138	38,330	10,615	1,795	50,880
固定資産	19,818	13,529	3,913	36,637	73,898

（注）１．一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）＋ＥＴＦ関係損益を記載しております。

なお、ＥＴＦ関係損益は2,889百万円であり、全額グローバルマーケット部門に含まれております。

２．「その他」には各セグメント間の内部取引として消すべきものが含まれております。

３．固定資産の「その他」には、セグメントに配賦していない本部資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。

なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

４．2019年４月より各セグメント及びその他間の配分方法を変更したことに伴い、上表につきましては、当該変更を反映させるための組替えを行っております。

当連結会計年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業法人部門	大企業・金融・公共法人部門	グローバルマーケット部門	その他（注）２	
業務粗利益（信託勘定償却前）＋ＥＴＦ関係損益	55,955	70,987	21,131	18,041	166,115
経費（除く臨時処理分）	56,527	30,616	5,840	10,371	103,356
持分法による投資損益	-	-	-	53	53
その他	-	-	-	5,547	5,547
業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）＋ＥＴＦ関係損益	572	40,370	15,290	2,175	57,265
固定資産	18,819	12,670	3,645	100,035	135,170

（注）１．一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）＋ＥＴＦ関係損益を記載しております。

なお、ＥＴＦ関係損益は 590百万円であり、全額グローバルマーケット部門に含まれております。

２．「その他」には各セグメント間の内部取引として消すべきものが含まれております。

３．固定資産の「その他」には、セグメントに配賦していない本部資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。

なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

4. 報告セグメント合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益（信託勘定償却前）+ E T F 関係損益及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）+ E T F 関係損益と連結損益計算書計上額は異なっており、差異調整は以下の通りです。

(1) 報告セグメントの業務粗利益（信託勘定償却前）+ E T F 関係損益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
業務粗利益（信託勘定償却前）+ E T F 関係損益	156,793	166,115
E T F 関係損益	2,889	590
信託勘定与信関係費用	-	-
その他経常収益	39,543	24,244
営業経費	101,591	100,475
その他経常費用	28,341	31,193
連結損益計算書の経常利益	63,514	59,280

(2) 報告セグメントの業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）+ E T F 関係損益の合計額と連結損益計算書の税金等調整前当期純利益計上額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前） + E T F 関係損益	50,880	57,265
信託勘定与信関係費用	-	-
経費（臨時処理分）	162	2,880
不良債権処理額（含む一般貸倒引当金繰入額）	510	1,536
貸倒引当金戻入益等	-	299
株式等関係損益 - E T F 関係損益	17,488	5,041
特別損益	2,177	205
その他	4,180	4,668
連結損益計算書の税金等調整前当期純利益	61,337	59,486

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

2．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

2．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
減損損失	1,578	133	-	425	2,138

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
減損損失	-	-	-	405	405

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
当期償却額	-	32	-	823	856
当期末残高	-	401	-	13,793	14,195

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
当期償却額	-	43	-	823	866
当期末残高	-	357	-	12,970	13,328

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

(１) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前連結会計年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	みずほ証券 株式会社	東京都 千代田区	125,167	証券 業務	-	債券貸借関係 役員の兼任	債券貸借取 引に伴う担 保金の受入	84,683	債券貸借取引 受入担保金	84,683
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行 業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の調達	434	コールマネー	434

(注) １．取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

２．約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	みずほ証券 株式会社	東京都 千代田区	125,167	証券 業務	-	債券貸借関係 役員の兼任	債券貸借取 引に伴う担 保金の受入	125,295	債券貸借取引 受入担保金	125,295
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行 業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の調達	585,975	コールマネー	585,975

(注) １．取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

２．約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(２) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所(市場第一部)、ニューヨーク証券取引所に上場)

(２) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	78円68銭	76円84銭
1 株当たり当期純利益金額	6円00銭	5円24銭

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	626,465	612,440
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	3,651	4,216
(うち非支配株主持分)	百万円	(3,651)	(4,216)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	622,813	608,224
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	7,914,784	7,914,784

2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	47,532	41,507
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	47,532	41,507
普通株式の期中平均株式数	千株	7,914,784	7,914,784

3 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	期限付劣後 特約付社債	2005年12月	10,000	10,000 〔10,000〕	2.24	なし	2020年12月
合計	——	——	10,000	10,000	——	——	——

(注) 1. 「当期末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	10,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	379,706	255,860	1.08	——
再割引手形	-	-	-	——
借入金	379,706	255,860	1.08	2020年4月～ 2022年12月
リース債務	759	532	4.18	2020年8月～ 2032年12月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	192,560	-	63,300	-	-
リース債務(百万円)	176	128	79	37	30

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	2,434,150	1,766,799
現金	7,472	7,183
預け金	2,426,677	1,759,615
コールローン	24,417	14,678
債券貸借取引支払保証金	332,116	198,053
買入金銭債権	6,692	32,493
特定取引資産	111,667	169,750
商品有価証券	20	-
特定取引有価証券派生商品	1	-
特定金融派生商品	111,645	169,750
金銭の信託	4,641	7,125
有価証券	1, 2, 8 841,621	1, 2, 8 958,624
国債	190,614	178,183
地方債	1,520	1,048
社債	71,705	83,115
株式	222,982	173,583
その他の証券	354,798	522,694
貸出金	3, 4, 5, 6, 8, 9 3,355,173	3, 4, 5, 6, 8, 9 3,367,475
割引手形	7 126	7 106
手形貸付	25,075	14,650
証書貸付	3,028,930	3,062,619
当座貸越	301,041	290,099
外国為替	4,073	7,865
外国他店預け	4,073	7,865
その他資産	188,381	359,752
未決済為替貸	0	4
前払費用	2,198	1,990
未収収益	25,131	25,086
先物取引差入証拠金	2,883	2,782
先物取引差金勘定	129	615
金融派生商品	129	1,473
金融商品等差入担保金	115,216	117,649
その他の資産	8 42,691	8 210,150
有形固定資産	10 20,559	10 86,705
建物	9,013	8,219
土地	9,185	65,721
建設仮勘定	-	10,597
その他の有形固定資産	2,361	2,167
無形固定資産	32,664	30,529
ソフトウェア	8,776	27,895
のれん	401	357
その他の無形固定資産	23,486	2,276
前払年金費用	55,766	65,759
支払承諾見返	16,885	14,755
貸倒引当金	2,324	3,689
資産の部合計	7,426,486	7,076,682

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
負債の部		
預金	8 3,253,498	8 3,096,295
当座預金	47,511	37,912
普通預金	536,403	564,379
通知預金	3,893	3,816
定期預金	2,614,563	2,466,304
その他の預金	51,127	23,882
譲渡性預金	566,110	664,780
コールマネー	947,104	807,706
売現先勘定	22,198	-
債券貸借取引受入担保金	8 362,246	8 289,789
特定取引負債	107,096	170,146
特定取引有価証券派生商品	15	4
特定金融派生商品	107,081	170,141
借入金	8 379,706	8 255,860
借入金	379,706	255,860
外国為替	-	23
未払外国為替	-	23
社債	11 10,000	11 10,000
信託勘定借	1,102,073	1,055,510
その他負債	68,806	142,457
未決済為替借	-	23
未払法人税等	6,053	4,038
未払費用	10,601	11,008
前受収益	297	324
金融派生商品	69	579
金融商品等受入担保金	9,853	3,314
資産除去債務	1,136	1,136
その他の負債	40,793	122,033
賞与引当金	2,125	2,153
変動報酬引当金	467	368
睡眠預金払戻損失引当金	2,081	1,907
繰延税金負債	6,631	3,220
支払承諾	16,885	14,755
負債の部合計	6,847,033	6,514,977

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	15,505	15,505
資本準備金	15,505	15,505
利益剰余金	241,889	253,465
利益準備金	36,719	41,484
その他利益剰余金	205,170	211,980
繰越利益剰余金	205,170	211,980
株主資本合計	504,764	516,339
その他有価証券評価差額金	76,295	49,981
繰延ヘッジ損益	1,608	4,615
評価・換算差額等合計	74,687	45,365
純資産の部合計	579,452	561,705
負債及び純資産の部合計	7,426,486	7,076,682

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	209,539	209,112
信託報酬	54,997	59,132
資金運用収益	42,795	37,305
貸出金利息	26,691	24,619
有価証券利息配当金	13,786	10,654
コールローン利息	270	170
債券貸借取引受入利息	31	28
預け金利息	1,847	1,712
その他の受入利息	167	120
役務取引等収益	70,307	70,610
受入為替手数料	276	259
その他の役務収益	70,030	70,351
特定取引収益	1,552	1,526
特定取引有価証券収益	68	-
特定金融派生商品収益	1,483	1,526
その他業務収益	8,319	24,319
国債等債券売却益	8,052	23,919
その他の業務収益	266	399
その他経常収益	31,567	16,217
償却債権取立益	180	299
株式等売却益	29,241	11,568
金銭の信託運用益	217	291
その他の経常収益	1,928	4,057
経常費用	154,184	159,435
資金調達費用	16,415	13,445
預金利息	1,059	614
譲渡性預金利息	44	51
コールマネー利息	1,800	572
売現先利息	871	288
債券貸借取引支払利息	3,334	2,700
借用金利息	3,909	3,471
社債利息	224	224
金利スワップ支払利息	435	615
その他の支払利息	4,735	4,906
役務取引等費用	33,391	35,027
支払為替手数料	291	293
その他の役務費用	33,100	34,733
特定取引費用	0	20
商品有価証券費用	0	0
特定取引有価証券費用	-	20
その他業務費用	6,037	11,458
外国為替売買損	67	111
国債等債券売却損	4,710	11,157
金融派生商品費用	1,257	184
その他の業務費用	2	4

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業経費	82,395	81,211
その他経常費用	¹ 15,944	¹ 18,272
貸倒引当金繰入額	474	1,626
貸出金償却	-	2
株式等売却損	6,198	8,175
株式等償却	446	2,451
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	167	-
その他の経常費用	² 8,657	² 6,015
経常利益	55,354	49,676
特別利益	82	907
固定資産処分益	82	907
特別損失	2,245	694
固定資産処分損	120	289
減損損失	2,125	405
税引前当期純利益	53,190	49,888
法人税、住民税及び事業税	12,544	10,342
法人税等調整額	1,582	4,147
法人税等合計	14,127	14,490
当期純利益	39,063	35,398

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益剰 余金		
当期首残高	247,369	15,505	15,505	31,970	194,599	226,570	489,445
当期変動額							
剰余金の配当				4,748	28,493	23,744	23,744
当期純利益					39,063	39,063	39,063
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	-	-	-	4,748	10,570	15,319	15,319
当期末残高	247,369	15,505	15,505	36,719	205,170	241,889	504,764

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	99,258	1,624	100,882	590,328
当期変動額				
剰余金の配当				23,744
当期純利益				39,063
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	22,962	3,232	26,195	26,195
当期変動額合計	22,962	3,232	26,195	10,875
当期末残高	76,295	1,608	74,687	579,452

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益剰 余金		
当期首残高	247,369	15,505	15,505	36,719	205,170	241,889	504,764
当期変動額							
剰余金の配当				4,764	28,588	23,823	23,823
当期純利益					35,398	35,398	35,398
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	4,764	6,810	11,575	11,575
当期末残高	247,369	15,505	15,505	41,484	211,980	253,465	516,339

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	76,295	1,608	74,687	579,452
当期変動額				
剰余金の配当				23,823
当期純利益				35,398
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	26,314	3,007	29,322	29,322
当期変動額合計	26,314	3,007	29,322	17,747
当期末残高	49,981	4,615	45,365	561,705

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として、国内株式は決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外は決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は215百万円（前事業年度末は511百万円）であります。

（追加情報）

当行は、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（金融庁 令和元年12月18日）の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい業種・債務者属性を特定し、債務者ごとの事業環境が回復するのに要する期間及び本邦GDP成長率の予測等の仮定をもとに予想損失額を見積っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 変動報酬引当金

当行の役員及び執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

従来、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用していましたが、当事業年度より、時価ヘッジを適用していた商品について繰延ヘッジに変更しました。

これは、金利市況の動向を踏まえ、当事業年度にヘッジ取引の運営の見直しを行ったことに伴い、金利変動リスクの管理活動を財務諸表に適切に反映し、財政状態及び経営成績をより適正に表示するために変更したものです。

なお、当中間会計期間においては、当事業年度で採用した会計方針を採用しておりません。これは、ヘッジ取引の運営の見直しを行ったのが当中間会計期間後であり、当中間会計期間は従来の会計方針であったことによります。

当中間会計期間で当事業年度と同一の会計方針を採用した場合、当中間会計期間に与える影響額はございません。

当該会計方針の変更が過去の期間に与える影響額は軽微であるため、前事業年度の財務諸表については遡及適用しておりません。

なお、これによる損益に与える影響はございません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	38,580百万円	38,580百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	30,045百万円	- 百万円

現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(再)担保に差入れている有価証券	332,679百万円	167,332百万円
再貸付けに供している有価証券	- 百万円	30,448百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	13百万円	- 百万円
延滞債権額	3,537百万円	4,232百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,235百万円	1,140百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	4,785百万円	5,373百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	126百万円	106百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	348,582百万円	466,856百万円
貸出金	307,059 "	265,151 "
計	655,641 "	732,007 "
担保資産に対応する債務		
預金	6,399 "	2,057 "
債券貸借取引受入担保金	248,477 "	282,785 "
借入金	379,706 "	255,860 "

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
保証金	6,408百万円	6,235百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	1,422,249百万円	1,402,283百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,092,234百万円	1,114,930百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10.有形固定資産の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	865百万円	848百万円

11.社債は全額劣後特約付社債であります、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

12.元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
金銭信託	874,777百万円	883,781百万円

(損益計算書関係)

1.その他経常費用に計上した関係会社との取引金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	3,867百万円	3,117百万円

2.その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
システム移行関連費用	2,663百万円	1,476百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、全て市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるもの
であります。貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	35,830	35,830
関連会社株式	2,750	2,750
合計	38,580	38,580

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	883百万円	1,195百万円
有価証券有税償却	8,927	11,181
退職給付引当金	9,821	7,285
その他有価証券評価差額金	202	1,157
繰延ヘッジ損益	709	2,035
その他	7,091	5,109
繰延税金資産小計	27,635	27,964
評価性引当額	9,498	12,614
繰延税金資産合計	18,136	15,350
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	19,618	13,480
退職給付信託設定益	4,562	4,562
繰延ヘッジ損益	-	-
その他	587	527
繰延税金負債合計	24,768	18,570
繰延税金資産（負債）の純額	6,631百万円	3,220百万円

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
評価性引当額の増減	3.7	1.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.2	1.2
その他	0.5	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.6%	29.0%

【附属明細表】

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	26,115	104	276 (68)	25,943	17,723	758	8,219
土地	9,185	56,679	142	65,721	-	-	65,721
建設仮勘定	-	10,597	-	10,597	-	-	10,597
その他の有形固定資産	10,040	220	1,450 (4)	8,809	6,642	403	2,167
有形固定資産計	45,340	67,601	1,870 (73)	111,072	24,366	1,161	86,705
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	91,004	63,108	6,943	27,895
のれん	-	-	-	433	75	43	357
その他の無形固定資産	-	-	-	2,276	-	-	2,276
無形固定資産計	-	-	-	93,714	63,184	6,986	30,529

(注) 1. 営業用以外の土地、建物は、貸借対照表科目では「その他の有形固定資産」に計上しております。

2. 「その他の無形固定資産」には、制作途中のソフトウェア等を計上しております。

3. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

4. 無形固定資産の金額は、資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,324	3,689	262	2,062	3,689
一般貸倒引当金	1,882	2,532	-	1,882	2,532
個別貸倒引当金	442	1,156	262	180	1,156
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
賞与引当金	2,125	2,153	2,125	-	2,153
変動報酬引当金	467	368	467	-	368
睡眠預金払戻損失引当金	2,081	1,907	-	2,081	1,907
計	6,998	8,118	2,855	4,143	8,118

(注) 当期減少額(その他)は、全て洗替による取崩額であります。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	6,053	6,972	8,960	26	4,038
未払法人税等	4,311	4,358	6,013	-	2,656
未払事業税	1,742	2,614	2,947	26	1,382

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月31日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月31日
株券の種類	株券は発行していません。
剰余金の配当の基準日	9 月30日、 3 月31日
1 単元の株式数	-
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 - - 無料 -
単元未満株式の買取り・買増し	-
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません。

（注） 当行定款第 7 条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当会社の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は金融商品取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者ではないため、該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第149期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月24日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書及び確認書

事業年度（第150期中）（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

2019年11月28日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

2020年3月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

2020年3月10日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対し

て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第150期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。